

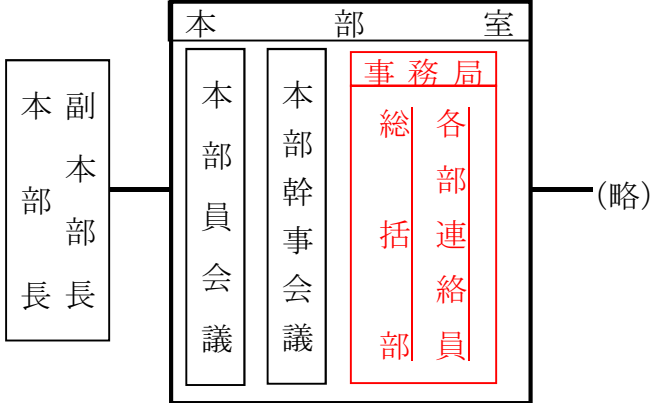
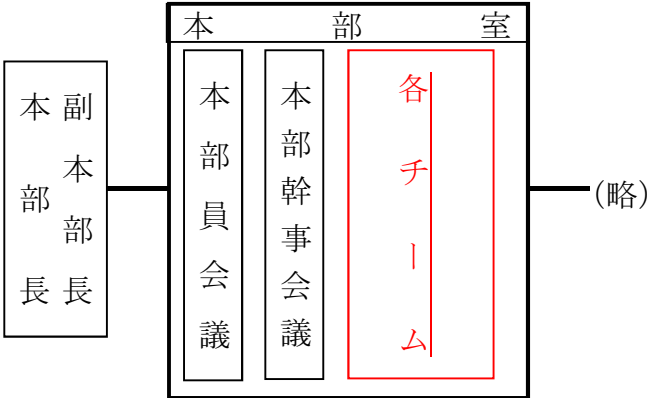
名古屋市地域防災計画

— 地震災害対策計画編 —

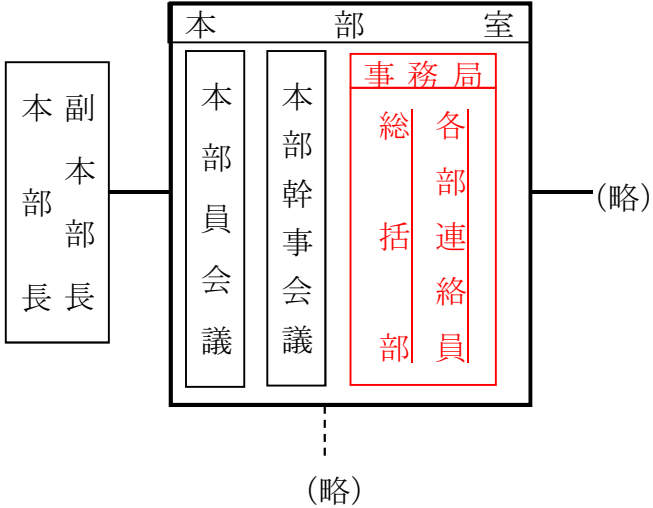
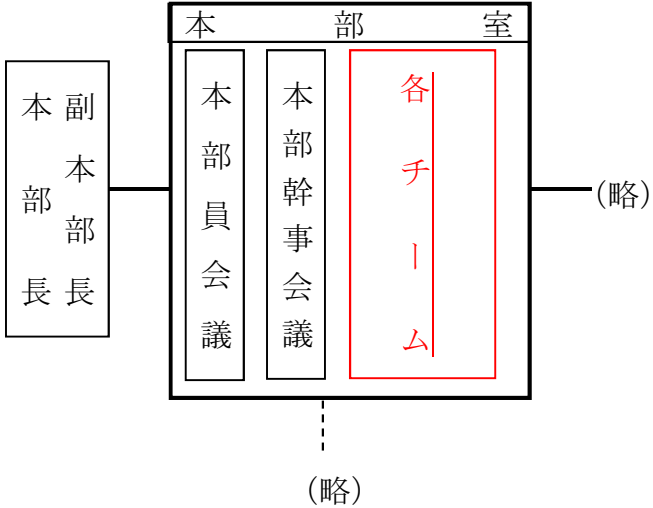
<令和元年 6 月・修正案>

名古屋市防災会議

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
1	1	目次 第1章 災害応急対策計画 第1節～第16節 略 第17節 <u>災害時要援護者対策</u> 第18節～第30節 略 第2章 略 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	目次 第1章 災害応急対策計画 第1節～第16節 略 第17節 <u>要配慮者対策</u> 第18節～第30節 略 第2章 略 <u>付録</u> <u>「南海トラフ地震に関する情報」に対する本市の対応</u>	名古屋市防災条例の改正に伴う修正 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定に伴う修正
第1章 災害応急対策計画				
2	16	第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項 1～3 略 4 地震災害警戒準備本部の設置 (1)～(4) 略 (5) 準備本部組織図中 	第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第1 地震災害警戒本部設置前に行う事項 1～3 略 4 地震災害警戒準備本部の設置 (1)～(4) 略 (5) 準備本部組織図 	災害対策の見直しに伴う修正
5	略	略	略	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考												
		<p>第2 地震災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置の通知 地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1" data-bbox="271 520 1050 635"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 520 436 555">通知・公表先</th> <th data-bbox="436 520 862 555">通知及び公表の手段</th> <th data-bbox="862 520 1050 555">責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 555 436 635">住民</td> <td data-bbox="436 555 862 635">報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td data-bbox="862 555 1050 635">庶務部広報班長</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図中</p>  <p>2 ~4 略</p>	通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者	住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	庶務部広報班長	<p>第2 地震災害警戒本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置の通知 地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1" data-bbox="1086 520 1865 635"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 520 1252 555">通知・公表先</th> <th data-bbox="1252 520 1677 555">通知及び公表の手段</th> <th data-bbox="1677 520 1865 555">責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 555 1252 635">住民</td> <td data-bbox="1252 555 1677 635">報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td data-bbox="1677 555 1865 635">総括部総務班</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>3 略</p> <p>第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等</p> <p>1 地震災害警戒本部組織図</p>  <p>2 ~4 略</p>	通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者	住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	総括部総務班	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>
通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者														
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	庶務部広報班長														
通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者														
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	総括部総務班														

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>5 (追加)</u></p> <p>5 部(班・隊) 略</p> <p>6 区本部 略</p> <p>7 災害救助地区本部の設置・運営等(「災害救助地区本部運営マニュアル」参照) 略</p>	<p><u>5 チーム</u></p> <p>(1) <u>本部長は、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に調整・決定するため、本部にチームを置き、連絡員を動員して事務を分掌させる。</u></p> <p>(2) <u>チームに主管部を置く。</u></p> <p>(3) <u>その他、本部長が必要と認めたときは関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する。</u></p> <p>6 部(班・隊) 略</p> <p>7 区本部 略</p> <p>8 災害救助地区本部の設置・運営等(「災害救助地区本部運営マニュアル」参照) 略</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
3	29	<p>第3節 地震防災応急対策の防災活動体制</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 職員の動員</p> <p>1 略</p> <p><u>2 (追加)</u></p>	<p>第3節 地震防災応急対策の防災活動体制</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 職員の動員</p> <p>1 略</p> <p><u>2 指定動員の指定</u></p> <p>(1) <u>局内指定動員者</u></p> <p><u>各局・室長等は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。</u></p> <p>(2) <u>区指定動員者</u></p> <p><u>各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>3 (追加)</u></p> <p><u>2</u> 勤務時間内における動員の方法 平常の勤務体制から防災活動体制への自動的切替えによる。</p> <p><u>3</u> 勤務時間外における動員の方法 略</p> <p><u>4</u> 職員の参集場所 (1) <u>所属動員</u> 略 (2) ～ (3) 略</p> <p><u>5</u> <u>指定動員者の指定</u> (1) <u>局内指定動員者</u> 各局・室長等は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。 (2) <u>区指定動員者</u> 各局・室長は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあ</p>	<p><u>言時の配備体制において、区の応急対策のため、自己勤務場所以外の区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告するものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>特命班の設置</u> <u>総括部の指揮のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 勤務時間内における動員の方法 平常の勤務体制から防災活動体制への自動的切替えによる。</p> <p><u>5</u> 勤務時間外における動員の方法 略</p> <p><u>6</u> 職員の参集場所 (1) <u>所属動員 (特命班を含む)</u> 略 (2) ～ (3) 略</p> <p><u>5 (削除)</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整備</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>らかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告するものとする。</u></p> <p><u>6</u> 動員対象から除外する職員 略</p> <p><u>7</u> 職員参集状況の記録、報告 略</p>	<p><u>7</u> 動員対象から除外する職員 略</p> <p><u>8</u> 職員参集状況の記録、報告 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
4	42	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備</p> <p>ア 市（緑政土木部）及び県は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、発災後における道路啓開や緊急輸送道路を確保するため、資機材・人員の確保等を行い応急復旧体制をとるものとする。（附属資料編 <u>計画資料79</u> 参照）</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) 給水確保用資機材及び人員の配備</p> <p>市（上下水道部）は、東海地震注意情報発表及び警戒宣言時、発災後における給水確保に備え、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 人員の配備を実施する。 （附属資料編 <u>計画資料74～77</u> 参照）</p>	<p>第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 略</p> <p>第2 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 略</p> <p>1 略</p> <p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1) 緊急輸送確保用資機材及び人員の配備</p> <p>ア 市（緑政土木部）及び県は、東海地震注意情報発表時又は警戒宣言時、発災後における道路啓開や緊急輸送道路を確保するため、資機材・人員の確保等を行い応急復旧体制をとるものとする。（附属資料編 <u>計画資料77</u> 参照）</p> <p>イ～ウ 略</p> <p>(2) 給水確保用資機材及び人員の配備</p> <p>市（上下水道部）は、東海地震注意情報発表及び警戒宣言時、発災後における給水確保に備え、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 人員の配備を実施する。 （附属資料編 <u>計画資料71～74</u> 参照）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(3) 略</p> <p>(4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備 <u>中部電力株式会社</u>は、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。 ア～イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通信確保用資機材及び人員の配備 ア 市は、警戒宣言時、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。(附属資料編 <u>計画資料 41、58</u> 参照) イ 略</p> <p>(7) 浸水対策用資機材及び人員の配備 市(緑政土木部・上下水道部)は、東海地震注意情報発表時から水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。 このため、浸水対策用資機材及び人員の確保等の準備を行うものとする。(附属資料編 <u>計画資料 33、34</u> 参照)</p> <p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備 ア 略 イ ごみ処理 市(環境部)は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備 <u>中部電力株式会社及び株式会社 J E R A</u>は、東海地震注意情報または警戒宣言の伝達を受けた場合、社内に警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。 ア～イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通信確保用資機材及び人員の配備 ア 市は、警戒宣言時、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ災害応急用無線機の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。(附属資料編 <u>計画資料 39、56、56-2</u> 参照) イ 略</p> <p>(7) 浸水対策用資機材及び人員の配備 市(緑政土木部・上下水道部)は、東海地震注意情報発表時から水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備の体制を整えるものとする。 このため、浸水対策用資機材及び人員の確保等の準備を行うものとする。(附属資料編 <u>計画資料 31、32</u> 参照)</p> <p>(8) 廃棄物処理及び清掃活動用資機材及び人員の配備 ア 略 イ ごみ処理 市(環境部)は、災害により一時的多量に排出される災害ごみの収集、運搬及び処分や、損壊した建</p>	<p>分社化に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。(附属資料編 計画資料81 参照)</p> <p>ウ し尿処理</p> <p>市(環境部)は、各指定避難所等のトイレが使用不能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを確保できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。(附属資料編 計画資料82 参照)</p> <p>(9) 防疫活動用資機材及び人員の配備</p> <p>市(健康福祉部)は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言時には必要な配備体制をとるものとする。(附属資料編 計画資料80 参照)</p> <p>(10) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難対策</p> <p>略</p> <p>1 市が行う避難対策(第1章 第13節 参照)</p> <p>(1) 避難対策の基本方針</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 市及び避難者は、避難誘導や避難場所での生活にあたっては、災害時要援護者に配慮する。</p>	<p>物等から発生する災害がれきの処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には、災害廃棄物処理の協力を要請する関連団体と連絡をとり、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。(附属資料編 計画資料78 参照)</p> <p>ウ し尿処理</p> <p>市(環境部)は、各指定避難所等のトイレが使用不能になった場合に備えて、必要に応じて災害用トイレを確保できるよう、また、し尿の処理が速やかに行えるよう、東海地震注意情報発表時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。(附属資料編 計画資料79 参照)</p> <p>(9) 防疫活動用資機材及び人員の配備</p> <p>市(健康福祉部)は、地震発生時に感染症予防対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言時には必要な配備体制をとるものとする。(附属資料編 計画資料77 参照)</p> <p>(10) 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 避難対策</p> <p>略</p> <p>1 市が行う避難対策(第1章 第13節 参照)</p> <p>(1) 避難対策の基本方針</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 市及び避難者は、避難誘導や避難場所での生活にあたっては、要配慮者に配慮する。</p>	表記の整理
				表記の整理
				表記の整理
				名古屋市防災条例

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>カ 略</p> <p>(2) ～ (8) 略</p> <p>(9) 避難生活</p> <p>ア 基本方針</p> <p>避難場所での避難生活は、原則として屋外による。ただし、<u>災害時要援護者</u>（高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等）は、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を行うことができる。</p> <p>上記に掲げる屋内における避難生活については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>災害時要援護者</u>については、<u>災害時要援護者</u>の状態、天候及び周囲の状況等から判断して、必要であると認める場合は、屋内避難できる。</p> <p>この屋内避難は、あらかじめ屋内避難の危険性及び注意点等を周知した上で、<u>災害時要援護者</u>本人又はその介護等のために必要な付添い者等の判断に基づくものとする。</p> <p>(イ) 屋内避難の対象者は、<u>災害時要援護者</u>本人及びその介護等のために必要な付添い者等とする。</p> <p>(ウ) ～ (エ) 略</p> <p>イ 避難生活の確保</p> <p>(ア) ～ (オ) 略</p> <p>(カ) <u>災害時要援護者</u>等の利用した屋内避難対象施設等については、発災後応急危険度判定の結果良好の場合、必要に応じて再使用する。</p> <p>(10) 避難場所の管理運営</p>	<p>カ 略</p> <p>(2) ～ (8) 略</p> <p>(9) 避難生活</p> <p>ア 基本方針</p> <p>避難場所での避難生活は、原則として屋外による。ただし、<u>要配慮者</u>（高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等）は、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を行うことができる。</p> <p>上記に掲げる屋内における避難生活については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>配慮者</u>については、<u>要配慮者</u>の状態、天候及び周囲の状況等から判断して、必要であると認める場合は、屋内避難できる。</p> <p>この屋内避難は、あらかじめ屋内避難の危険性及び注意点等を周知した上で、<u>要配慮者</u>本人又はその介護等のために必要な付添い者等の判断に基づくものとする。</p> <p>(イ) 屋内避難の対象者は、<u>要配慮者</u>本人及びその介護等のために必要な付添い者等とする。</p> <p>(ウ) ～ (エ) 略</p> <p>イ 避難生活の確保</p> <p>(ア) ～ (オ) 略</p> <p>(カ) <u>要配慮者</u>等の利用した屋内避難対象施設等については、発災後応急危険度判定の結果良好の場合、必要に応じて再使用する。</p> <p>(10) 避難場所の管理運営</p>	<p>の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>略</p> <p>ア 市立小中学校、一部の高等学校のグラウンド</p> <p>略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 管理組織の職務</p> <p> a ～ c 略</p> <p> d 救護班は、災害時要援護者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。</p> <p> e 略</p> <p>(ウ) 運営</p> <p> 代表管理者及び各班班長は、災害時要援護者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難場所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p> なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。</p> <p> イ 略</p> <p>(11) 避難救護等の対策</p> <p> ア～オ 略</p> <p> カ 警戒宣言時、市は災害時要援護者を收容する施設のうち、自ら管理する施設について、収容者等に対し必要な救護を行う。</p> <p> キ～ケ 略</p>	<p>略</p> <p>ア 市立小中学校、一部の高等学校のグラウンド</p> <p>略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 管理組織の職務</p> <p> a ～ c 略</p> <p> d 救護班は、要配慮者への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。</p> <p> e 略</p> <p>(ウ) 運営</p> <p> 代表管理者及び各班班長は、要配慮者の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難場所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p> なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。</p> <p> イ 略</p> <p>(11) 避難救護等の対策</p> <p> ア～オ 略</p> <p> カ 警戒宣言時、市は要配慮者を收容する施設のうち、自ら管理する施設について、収容者等に対し必要な救護を行う。</p> <p> キ～ケ 略</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(12) 略 2～6 略 第5 帰宅困難者対策 略 1～2 略 3 警戒宣言時の対策 (1)～(3) 略 (4) 市は、徒歩により帰宅等することが困難な災害時要 援護者等に対して、それらの者の生命等を保護するた めに特に必要があると認めるときは、バス、タクシー 等による緊急搬送等を検討する。 4～7 略 第6～第10 略 第11 郵便局対策 1～2 略 3 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関す る協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用さ れる場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、 高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。 第12 交通対策 1 道路 (1) 県公安委員会 略 ア 略 イ 交通規制の内容 略</p>	<p>(12) 略 2～6 略 第5 帰宅困難者対策 略 1～2 略 3 警戒宣言時の対策 (1)～(3) 略 (4) 市は、徒歩により帰宅等することが困難な要配慮者 等に対して、それらの者の生命等を保護するために特 に必要があると認めるときは、バス、タクシー等によ る緊急搬送等を検討する。 4～7 略 第6～第10 略 第11 郵便局対策 1～2 略 3 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関す る協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用さ れる場合には、避難者の安全確保に万全を期すとともに、 高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。 第12 交通対策 1 道路 (1) 県公安委員会 略 ア 略 イ 交通規制の内容 略</p>	<p>名古屋市防災条例 の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例 の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>(ア) 緊急交通路の確保</p> <p>a 第1次</p> <p>(a) 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1" data-bbox="255 520 1048 1046"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>流入を制限するIC等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内の全IC（春日井IC下り線を除く）</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td><u>せと品野IC</u>内周り線(北進)を除く県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>全IC</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 略</p> <p>b 略</p> <p>(イ) 広域交通規制</p> <p>交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制等を行う。</p> <p>広域交通規制道路</p>	道路名	流入を制限するIC等	東名高速道路	県内の全IC（春日井IC下り線を除く）	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	略	略	東海環状自動車道	<u>せと品野IC</u> 内周り線(北進)を除く県内全IC	名古屋高速道路	<u>全IC</u>	略	略	<p>(ア) 緊急交通路の確保</p> <p>a 第1次</p> <p>(a) 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジ等において、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1070 520 1863 1046"> <thead> <tr> <th>道路名</th> <th>流入を制限するIC等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内の全IC（春日井IC下り線を除く）</td> </tr> <tr> <td><u>新東名高速道路</u></td> <td><u>県内全IC</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td><u>せと品野IC及びせと赤津IC</u>内周り線(北進)を除く県内全IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く全IC</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 略</p> <p>b 略</p> <p>(イ) 広域交通規制</p> <p>交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制等を行う。</p> <p>広域交通規制道路</p>	道路名	流入を制限するIC等	東名高速道路	県内の全IC（春日井IC下り線を除く）	<u>新東名高速道路</u>	<u>県内全IC</u>	略	略	東海環状自動車道	<u>せと品野IC及びせと赤津IC</u> 内周り線(北進)を除く県内全IC	名古屋高速道路	<u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く全IC</u>	略	略	<p>強化地域規制の内容に合わせるよう修正</p>
道路名	流入を制限するIC等																															
東名高速道路	県内の全IC（春日井IC下り線を除く）																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
略	略																															
東海環状自動車道	<u>せと品野IC</u> 内周り線(北進)を除く県内全IC																															
名古屋高速道路	<u>全IC</u>																															
略	略																															
道路名	流入を制限するIC等																															
東名高速道路	県内の全IC（春日井IC下り線を除く）																															
<u>新東名高速道路</u>	<u>県内全IC</u>																															
略	略																															
東海環状自動車道	<u>せと品野IC及びせと赤津IC</u> 内周り線(北進)を除く県内全IC																															
名古屋高速道路	<u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く全IC</u>																															
略	略																															

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<table border="1"> <tr> <td>国 道</td> <td>1号、19号、22号、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速道路等</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>国道302号(伊勢湾岸道)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>広域交通検問所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td><u>海部郡</u>七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 広域的な避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等</u>の必要な交通規制を行う。</p> <p>(エ) ~ (オ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両の措置</p> <p>(ア) ~ (イ) 略</p> <p>(ウ) 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに<u>立退き</u>の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 緊急輸送車両の確認 <u>(追加)</u></p>	国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号	高速道路等	略	<u>国道302号(伊勢湾岸道)</u>	略	名 称	住 所	道 路 名	略	略	略	名古屋西インター	<u>海部郡</u> 七宝町	東名阪自動車道	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>国 道</td> <td>1号、19号、22号、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高速道路等</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>伊勢湾岸道路</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>広域交通検問所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>道 路 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td><u>あま市</u>七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 広域的な避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、<u>駐車禁止、指定方向外進行禁止規制等</u>の必要な交通規制を行う。</p> <p>(エ) ~ (オ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両の措置</p> <p>(ア) ~ (イ) 略</p> <p>(ウ) 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに<u>移動</u>の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。</p> <p>オ 略</p> <p>カ 緊急輸送車両の確認 <u>(附属資料編 計画参考52「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領」参照)</u></p>	国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号	高速道路等	略	<u>伊勢湾岸道路</u>	略	名 称	住 所	道 路 名	略	略	略	名古屋西インター	<u>あま市</u> 七宝町	東名阪自動車道	略	略	略	<p>路線名の変更に伴う修正</p> <p>表記の変更に伴う郵政</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>
国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号																																							
高速道路等	略																																							
	<u>国道302号(伊勢湾岸道)</u>																																							
	略																																							
名 称	住 所	道 路 名																																						
略	略	略																																						
名古屋西インター	<u>海部郡</u> 七宝町	東名阪自動車道																																						
略	略	略																																						
国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号																																							
高速道路等	略																																							
	<u>伊勢湾岸道路</u>																																							
	略																																							
名 称	住 所	道 路 名																																						
略	略	略																																						
名古屋西インター	<u>あま市</u> 七宝町	東名阪自動車道																																						
略	略	略																																						

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認<u>申請</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「<u>緊急通行車両等確認申請書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(ウ) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、別記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、<u>附属資料編 計画参考52「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」</u>で定める標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 鉄道等</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 名古屋臨海高速鉄道株式会社</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警戒宣言発令時</p> <p>(ア) <u>列車の運転方</u> 略</p> <p>(イ) <u>電車線の停電</u> <u>電車線の取扱いは、列車の避難、留置等所定の処置が終わった後、原則として送電を停止するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>旅客への案内等</u> 略</p>	<p>(ア) 略</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認<u>届出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「<u>緊急通行車両等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p> <p>(ウ) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付 緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、別記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、<u>標章（附属資料編 計画参考52 別記3参照）</u>とともに、届出者に交付する。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 鉄道等</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 名古屋臨海高速鉄道株式会社</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警戒宣言発令時</p> <p>(ア) <u>列車の運転</u> 略</p> <p>(イ) <u>(削除)</u></p> <p>(イ) <u>旅客への案内等</u> 略</p>	<p>文字の修正</p> <p>表記の整備</p>

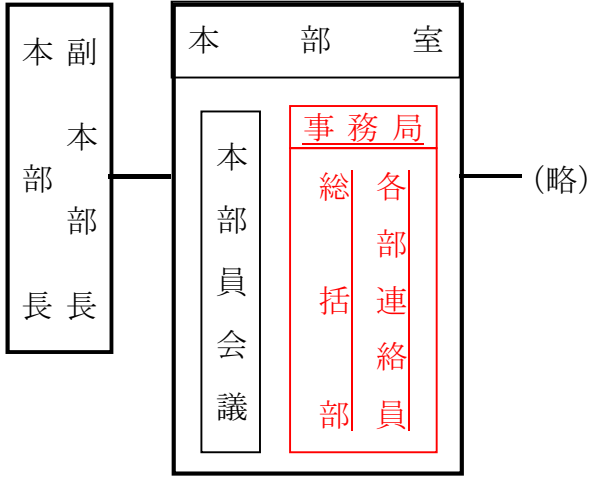
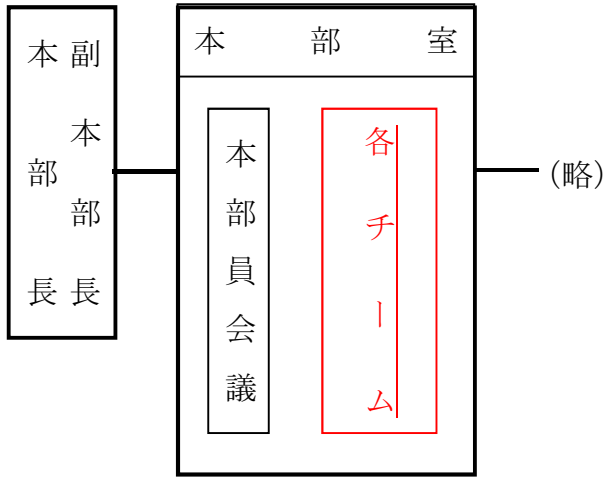
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(8) 愛知高速交通株式会社 ア 列車などの運転計画 (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）または注意情報が発令されたときは、<u>運転指令は全列車に係員を添乗させる手配をとる。</u> (イ) 警戒宣言が発令されたときは、次の取扱いにより、警戒宣言の発令を伝達した後、最寄り駅に旅客を降車させて車両を収容し、以後、全列車の運転を休止する。 a <u>運転指令長は、警戒宣言の発令を確認したときは</u>、関係者（添乗員を含む）に対し、警戒宣言の発令を伝達するとともに、応急対策の処置を指令する。 b <u>運転指令は、警戒宣言発令の旨を旅客に伝達案内するとともに</u>、大規模地震の発生のおそれのあることを予期して全列車を最寄り駅まで注意運転させる。 c <u>最寄り駅に列車が到着した後、運転指令は</u>、旅客に避難勧告した後、車両を車両基地まで回送し、留置する。 d <u>避難駅で降りた旅客に対し、運転指令及び係員は、避難所への誘導</u>を行う。 e ～ f 略 イ 旅客への案内 (ア) 注意情報を<u>入手した運転指令は</u>、直ちに関係向きに連絡するとともに、警戒宣言が発令</p>	<p>(8) 愛知高速交通株式会社 ア 列車などの運転計画 (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）または注意情報が発令されたときは、<u>全列車に係員を添乗させる手配をとる。</u> (イ) 警戒宣言が発令されたときは、次の取扱いにより、警戒宣言の発令を伝達した後、最寄り駅に旅客を降車させて車両を収容し、以後、全列車の運転を休止する。 a <u>警戒宣言の発令を確認したときは</u>、関係者（添乗員を含む）に対し、警戒宣言の発令を伝達するとともに、応急対策の処置を指令する。 b <u>警戒宣言発令の旨を旅客に伝達案内するとともに</u>、大規模地震の発生のおそれのあることを予期して全列車を最寄り駅まで注意運転させる。 c <u>最寄り駅に列車が到着し</u>、旅客に避難勧告した後、車両を車両基地まで回送し、留置する。 d <u>最寄り駅で降りた旅客に対し、避難場所への案内</u>を行う。 e ～ f 略 イ 旅客への案内 (ア) 注意情報を<u>入手後</u>、直ちに関係向きに連絡するとともに、警戒宣言が発令された場合に</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p> <p>表記の整備</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>された場合には、列車の運転を休止するため、旅客に対し、不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。</p> <p>(イ)～(ウ)略</p> <p>3 略</p> <p>第13～第14 略</p> <p>第15 ボランティア・NPO等との連携</p> <p>1～2 略</p> <p>3 NPO等との連携</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域・施設等の災害時要援護者への情報伝達・避難誘導を行う地域住民組織等に対する支援のため、NPO等の組織に協力を依頼する。</p> <p>第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 施設別の措置</p> <p>各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p>	<p>は、列車の運転を休止するため、旅客に対し、不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。</p> <p>(イ)～(ウ)略</p> <p>3 略</p> <p>第13～第14 略</p> <p>第15 ボランティア・NPO等との連携</p> <p>1～2 略</p> <p>3 NPO等との連携</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地域・施設等の要配慮者への情報伝達・避難誘導を行う地域住民組織等に対する支援のため、NPO等の組織に協力を依頼する。</p> <p>第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策</p> <p>1～3 略</p> <p>4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 施設別の措置</p> <p>各施設における主な対応措置は次のとおりとする。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正の伴う修正</p>

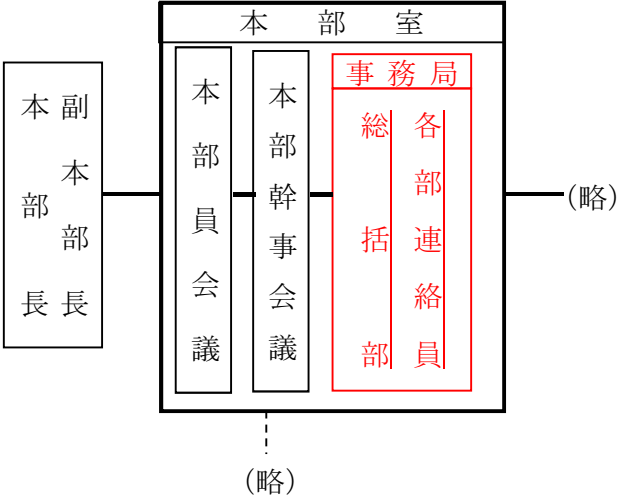
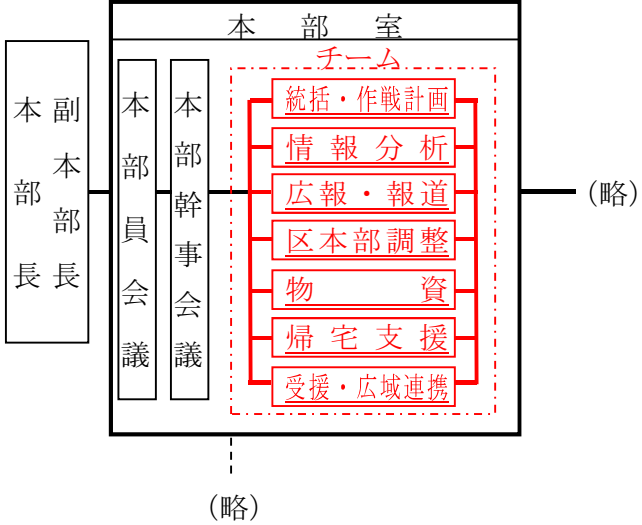
地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">観光文化交流局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、<u>名古屋ポストン美術館</u>、能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館 <u>(追加)</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅都市局</td> <td>名古屋都市センター、<u>旧豊田佐助邸</u>、<u>旧春日鉄次郎邸</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緑政土木局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園 <u>(追加)</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ～ 6 略 第17 略</p>	所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	観光文化交流局	略	略		略		名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、 <u>名古屋ポストン美術館</u> 、能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館 <u>(追加)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		住宅都市局	名古屋都市センター、 <u>旧豊田佐助邸</u> 、 <u>旧春日鉄次郎邸</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		略	略	略	略		緑政土木局	略	略	略	略		東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園 <u>(追加)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		略	略	略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">東海地震注意 情報発表時</th> <th colspan="2">警戒宣言時</th> </tr> <tr> <th>対応</th> <th>備考</th> <th>対応</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">観光文化交流局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、<u>(削除)</u>能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館、<u>旧豊田佐助邸</u>、<u>旧春日鉄次郎邸</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅都市局</td> <td>名古屋都市センター <u>(削除)</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緑政土木局</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園、<u>鶴舞公園多目的グラウンド</u></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> <td>休園・ 休館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 ～ 6 略 第17 略</p>	所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時		対応	備考	対応	備考	観光文化交流局	略	略		略		名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、 <u>(削除)</u> 能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館、 <u>旧豊田佐助邸</u> 、 <u>旧春日鉄次郎邸</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		住宅都市局	名古屋都市センター <u>(削除)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		略	略	略	略		緑政土木局	略	略	略	略		東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園、 <u>鶴舞公園多目的グラウンド</u>	休園・ 休館		休園・ 休館		略	略	略	略		<p>表記の整備</p>
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時			警戒宣言時																																																																																															
		対応	備考	対応	備考																																																																																															
観光文化交流局	略	略		略																																																																																																
	名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、 <u>名古屋ポストン美術館</u> 、能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館 <u>(追加)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
住宅都市局	名古屋都市センター、 <u>旧豊田佐助邸</u> 、 <u>旧春日鉄次郎邸</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
	略	略	略	略																																																																																																
緑政土木局	略	略	略	略																																																																																																
	東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園 <u>(追加)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
	略	略	略	略																																																																																																
所管	施設名	東海地震注意 情報発表時		警戒宣言時																																																																																																
		対応	備考	対応	備考																																																																																															
観光文化交流局	略	略		略																																																																																																
	名古屋国際センター(会議室等)、市民会館、公会堂、芸術創造センター、青少年文化センター、文化小劇場、市民ギャラリー、演劇練習館、音楽プラザ、短歌会館、東山荘、 <u>(削除)</u> 能楽堂、国際会議場、国際展示場、名古屋城、揚輝荘、旧川上貞奴邸、文化のみち榎木館、 <u>旧豊田佐助邸</u> 、 <u>旧春日鉄次郎邸</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
住宅都市局	名古屋都市センター <u>(削除)</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
	略	略	略	略																																																																																																
緑政土木局	略	略	略	略																																																																																																
	東山展望塔、東山公園テニスセンター、東谷山フルーツパーク、農業文化園、緑化センター、野鳥観察館、庄内緑地グリーンプラザ、名城公園フラワープラザ、白鳥庭園、荒子川公園ガーデンプラザ、サンビーチ日光川、久屋大通庭園、徳川園、みどりが丘公園会館、中村公園、 <u>鶴舞公園多目的グラウンド</u>	休園・ 休館		休園・ 休館																																																																																																
	略	略	略	略																																																																																																
5	95	<p>第5節 災害警戒本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 警戒本部の組織及び運営</p> <p>警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要項の定めるところによ</p>	<p>第5節 災害警戒本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 警戒本部の組織及び運営</p> <p>警戒本部の組織及び運営は、災害対策基本法の趣旨に則り、名古屋市災害警戒本部運営要項の定めるところによ</p>																																																																																																	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>り、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。</p> <p>1 本部組織図中</p>  <p>2 略</p> <p>3 本部室員</p> <p>(1) 本部室員は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部室長とともに本部室員会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。</p> <p>(2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから各部長が指名する職員をもって充て、<u>特別な指示がない限り、東庁舎8階情報整理室に常駐する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 本部の事務等</p> <p>(1) 略</p>	<p>り、次のとおりとする。ただし、状況により、部及び区本部を限定して組織することができる。</p> <p>1 本部組織図中</p>  <p>2 略</p> <p>3 本部室員</p> <p>(1) 本部室員は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部室長とともに本部室員会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。</p> <p>(2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから各部長が指名する職員をもって充てる。</p> <p>4 略</p> <p>5 本部の事務等</p> <p>(1) 略</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>(2) <u>部及び区本部</u>の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。</p> <p>ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。</p>	<p>(2) <u>チーム、部及び区本部</u>の組織及び運営については、災害対策本部が設置された場合と同一とする。</p> <p>ただし、区本部室（区連絡会議・区本部連絡員室）は設置しないこととする。</p>	災害対策の見直しに伴う修正																								
6	98	<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置及び廃止の通知</p> <p>本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td><u>庶務部広報班長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略			住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>庶務部広報班長</u>	略			<p>第6節 災害対策本部の設置及び運営 略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 略</p> <p>2 設置及び廃止の通知</p> <p>本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知、公表先</th> <th>通知及び公表の手段</th> <th>責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td> <td><u>総括部総務班</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	略			住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>総括部総務班</u>	略			災害対策の見直しに伴う修正
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																										
略																												
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>庶務部広報班長</u>																										
略																												
通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																										
略																												
住民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	<u>総括部総務班</u>																										
略																												

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>第2 本部の組織及び運営 略</p>  <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>各部連絡員</u>は、東庁舎8階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。</p> <p><u>(7) 応急対策の重点の変化等に対応するため、関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する等適切な本部室運営を実施する。</u></p> <p><u>5 (追加)</u></p>	<p>第2 本部の組織及び運営 略</p>  <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>連絡員</u>は、東庁舎8階災害対策本部室に常駐し、各部幹事を補佐する。</p> <p><u>(7) (削除)</u></p> <p><u>5 チーム</u></p> <p><u>(1) 本部長は、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に調整・決定するため、本部にチームを置き、同表に掲げる担当部の職員のうちからチーム員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>5</u> 部 (班・隊) 略</p> <p><u>6</u> 区本部 略</p> <p><u>7</u> 現地本部 略</p> <p><u>8</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 略</p> <p><u>9</u> 本部並びに本部職員の標識等 略</p>	<p><u>(2) チームに主管部を置く。</u></p> <p><u>(3) その他、本部長が必要と認めたときは関係部によるプロジェクトチームを適宜構成する。</u></p> <p><u>6</u> 部 (班・隊) 略</p> <p><u>7</u> 区本部 略</p> <p><u>8</u> 現地本部 略</p> <p><u>9</u> 災害救助地区本部の設置・運営等 略</p> <p><u>10</u> 本部並びに本部職員の標識等 略</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
7	112	<p>第7節 初動活動体制 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 震度別の初動活動等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 震度5弱以上の初動活動 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>第7節 初動活動体制 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 震度別の初動活動等 略</p> <p>1 略</p> <p>2 震度5弱以上の初動活動 略</p> <p>(1) 略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																														
		<p>(2) 大規模災害時 大規模災害時の初動活動 表中</p> <table border="1" data-bbox="257 327 1043 1002"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>～発災後 24 時間以内</th> <th>24 時間～72 時間以内</th> <th>72 時間以降～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報</td> <td>・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達</td> <td>→→</td> <td>・被害情報、各種応急復旧対策の収集</td> </tr> <tr> <td>・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(災害時要援護者、外国人への広報)</u></td> <td>・被災者の生活情報の収集・伝達</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害広報紙の発行、配布</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>・安否確認（職員等）</td> <td></td> <td>・市外避難者への情報提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>災害時要援護者</u>への対応</td> <td>・安否確認、<u>要援護者</u>の被災状況の把握</td> <td>→→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・福祉避難所の確保</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・支援が必要な<u>要援護者</u>の把握</td> <td>・福祉保健サービスの提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・重度の要介護者の施設への緊急入所</td> <td>→→</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ～ (4) 略 第3 職員の動員 1 略 <u>2 (追加)</u></p>	活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～	情報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(災害時要援護者、外国人への広報)</u>	・被災者の生活情報の収集・伝達	→→		・災害広報紙の発行、配布	→→	・安否確認（職員等）		・市外避難者への情報提供	<u>災害時要援護者</u> への対応	・安否確認、 <u>要援護者</u> の被災状況の把握	→→	→	・福祉避難所の確保	→→	→→		・支援が必要な <u>要援護者</u> の把握	・福祉保健サービスの提供			・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→	<p>(2) 大規模災害時 大規模災害時の初動活動 表中</p> <table border="1" data-bbox="1075 327 1861 1002"> <thead> <tr> <th>活動の区分</th> <th>～発災後 24 時間以内</th> <th>24 時間～72 時間以内</th> <th>72 時間以降～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報</td> <td>・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達</td> <td>→→</td> <td>・被害情報、各種応急復旧対策の収集</td> </tr> <tr> <td>・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(要配慮者、外国人への広報)</u></td> <td>・被災者の生活情報の収集・伝達</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害広報紙の発行、配布</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td>・安否確認（職員等）</td> <td></td> <td>・市外避難者への情報提供</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>要配慮者</u>への対応</td> <td>・安否確認、<u>要配慮者</u>の被災状況の把握</td> <td>→→</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・福祉避難所の確保</td> <td>→→</td> <td>→→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・支援が必要な<u>要配慮者</u>の把握</td> <td>・福祉保健サービスの提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・重度の要介護者の施設への緊急入所</td> <td>→→</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ～ (4) 略 第3 職員の動員 1 略 <u>2 指定動員</u> <u>(1) 局内指定動員者</u> <u>各局・室長は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。</u> <u>(2) 区指定動員者</u> <u>各局・室長は、市域に震度 5 強（名古屋地方気象台</u></p>	活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～	情報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(要配慮者、外国人への広報)</u>	・被災者の生活情報の収集・伝達	→→		・災害広報紙の発行、配布	→→	・安否確認（職員等）		・市外避難者への情報提供	<u>要配慮者</u> への対応	・安否確認、 <u>要配慮者</u> の被災状況の把握	→→	→	・福祉避難所の確保	→→	→→		・支援が必要な <u>要配慮者</u> の把握	・福祉保健サービスの提供			・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>
活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～																																																															
情報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集																																																															
	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(災害時要援護者、外国人への広報)</u>	・被災者の生活情報の収集・伝達	→→																																																															
		・災害広報紙の発行、配布	→→																																																															
	・安否確認（職員等）		・市外避難者への情報提供																																																															
<u>災害時要援護者</u> への対応	・安否確認、 <u>要援護者</u> の被災状況の把握	→→	→																																																															
	・福祉避難所の確保	→→	→→																																																															
		・支援が必要な <u>要援護者</u> の把握	・福祉保健サービスの提供																																																															
		・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→																																																															
活動の区分	～発災後 24 時間以内	24 時間～72 時間以内	72 時間以降～																																																															
情報	・被害状況、初動対応状況等の情報の収集と伝達	→→	・被害情報、各種応急復旧対策の収集																																																															
	・被害状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 <u>(要配慮者、外国人への広報)</u>	・被災者の生活情報の収集・伝達	→→																																																															
		・災害広報紙の発行、配布	→→																																																															
	・安否確認（職員等）		・市外避難者への情報提供																																																															
<u>要配慮者</u> への対応	・安否確認、 <u>要配慮者</u> の被災状況の把握	→→	→																																																															
	・福祉避難所の確保	→→	→→																																																															
		・支援が必要な <u>要配慮者</u> の把握	・福祉保健サービスの提供																																																															
		・重度の要介護者の施設への緊急入所	→→																																																															

地震災害対策計画編

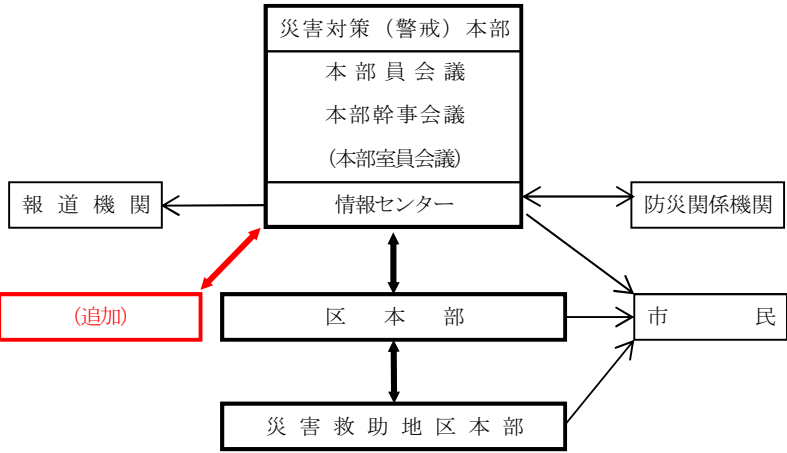
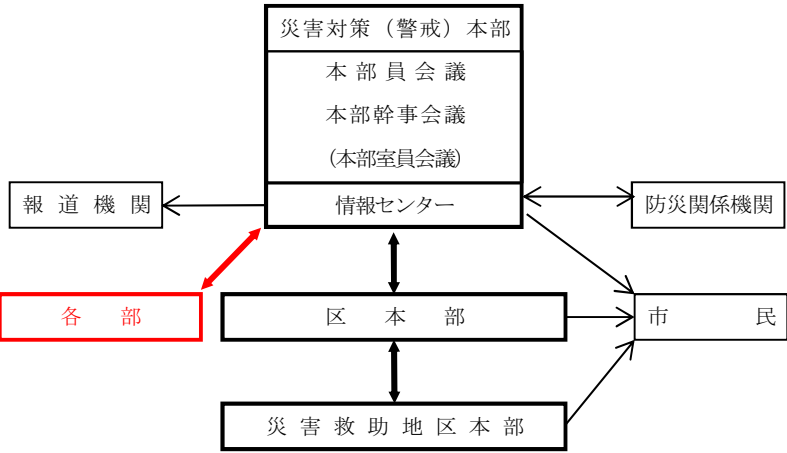
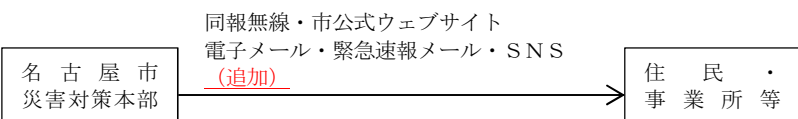
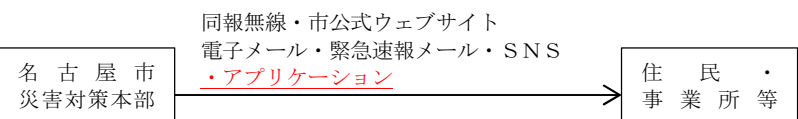
連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>3 (追加)</u></p> <p><u>2 勤務時間内における動員の方法</u> 略</p> <p><u>3 勤務時間外における動員の方法</u> (1) ～ (3) 略 (4) 職員の参集場所 ア <u>所属動員</u> 略 イ 指定動員 市域に震度5強(名古屋地方気象台発表)以上の地震が発生した場合に、あらかじめ職員を指定しあらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて災害応急対策活動に従事する。 <u>また、本部長は、各部・区本部の長の要請等に基づき、災害応急対策がおおむね終了したと認めた時に、</u></p>	<p><u>発表) 以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告する。</u> <u>なお、指定にあたっては、より迅速な参集が可能となるよう、参集する区役所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。</u></p> <p><u>3 特命班の設置</u> <u>災害の状況に応じて、総括部の指揮のもと支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。</u></p> <p><u>4 勤務時間内における動員の方法</u> 略</p> <p><u>5 勤務時間外における動員の方法</u> (1) ～ (3) 略 (4) 職員の参集場所 ア <u>所属動員(特命班を含む)</u> 略 イ 指定動員 市域に震度5強(名古屋地方気象台発表)以上の地震が発生した場合に、あらかじめ職員を指定しあらかじめ指定された区役所又は局内公所へ参集し、当該区本部又は各部の長の指揮を受けて災害応急対策活動に従事する。 <u>なお、区指定動員者の動員期間は原則、1週間とし、初動の3日程度において市内の被害状況及び応</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整備</p> <p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>本部員会議で協議し指定動員を解除するものとする。</u></p> <p><u>4 指定動員者の指定</u> <u>(1) 局内指定動員者</u> 各局・室長は、必要に応じて、局内公所の応急対策のため、自己勤務場所以外の局内公所へ参集する局内指定動員者をあらかじめ指定するものとする。 <u>(2) 区指定動員者</u> 各局・室長は、市域に震度5強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合に、区の応急対策のため、指定された区役所へ参集する区指定動員者をあらかじめ指定し、防災危機管理局危機対策室を通じ区長へ報告する。なお、指定にあたっては、より迅速な参集が可能となるよう、参集する区役所に近い住所地の職員を優先的に動員するものとする。</p> <p><u>5 動員対象から除外する職員</u> 略</p> <p><u>6 職員参集状況の記録、報告</u> 略</p> <p>第4～第5 略</p>	<p><u>急措置の推移、市民生活のライフラインの維持・復旧状況、各部・区本部の実情等を総合的に勘案した上で動員態勢の見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>4 (削除)</u></p> <p><u>6 動員対象から除外する職員</u> 略</p> <p><u>7 職員参集状況の記録、報告</u> 略</p> <p>第4～第5 略</p>	<p>表記の整備</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
8	128	<p>第8節 情報連絡活動 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p>	<p>第8節 情報連絡活動 略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎 8 階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。</p> <p><u>1 情報センターの運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 幹事長 (本部室長) <ul style="list-style-type: none"> 総括部 ----- 市総括情報の管理 庶務部資料班・誘導班 (庶務部) -- 市総括情報の収集、整理 庶務部職員班 (庶務部) ----- 職員参集状況の収集 各部連絡員 (各部本部室員) ----- 担当部の情報に関する収集状況のチェック、内容精査及び本部幹事会議への報告書の作成 庶務部広報班 (庶務部) ----- 報道機関への情報提供の調整 	<p>災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎 8 階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、地震に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は各部連絡員（本部室員）を通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。</p> <p><u>1 (削除)</u></p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>2 情報センターの位置づけ</u></p>  <p>第3～第4略</p>	<p><u>(情報センターの位置づけ)</u></p>  <p>第3～第4略</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p>
9	143	<p>第9節 広報・広聴活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>3 広報の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p><u>(9) (追加)</u></p>	<p>第9節 広報・広聴活動</p> <p>1 略</p> <p>2 地震発生直後の広報事項の伝達系統</p>  <p>3 広報の方法</p> <p>(1)～(8)略</p> <p><u>(9) アプリケーションの活用</u></p> <p><u>情報センターは、アプリケーションを活用し、災</u></p>	<p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>(10) (追加)</u></p> <p>4 <u>災害時要援護者への広報</u></p> <p>(1) 障害者 聴覚障害者に対しては、<u>広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳、文字情報を取り入れたテレビ報道を要請する。</u></p> <p>視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての<u>情報提供</u>を要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p>	<p><u>害に関する情報の広報を行う。</u></p> <p><u>(10)臨時災害放送局による広報</u></p> <p><u>「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき、臨時災害放送局が開設された場合は、必要な広報を行う。</u></p> <p>4 <u>要配慮者への広報</u></p> <p>(1) 障害者 聴覚障害者に対しては、<u>手話通話、文字情報を取り入れたテレビ報道を報道機関に要請するとともに、広報誌やチラシ、電子メールその他可能な限りの手段で情報提供を行う。</u></p> <p>視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返しての<u>情報提供を報道機関に</u>要請するとともに、可能な限りの手段で情報提供を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2 略</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
10	150	<p>第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p>	<p>第11節 応援要請</p> <p>略</p> <p>第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 略</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" data-bbox="297 280 1021 695"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="5">上下水道局</td> </tr> <tr> <td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 第2～第3 略</p>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	上下水道局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	略	略	<p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" data-bbox="1115 280 1839 695"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結団体・機関</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="5">上下水道局</td> </tr> <tr> <td>災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u></td> <td><u>横浜市水道局</u></td> </tr> <tr> <td>東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 第2～第3 略</p>	名称	締結団体・機関	所管局	略	略	上下水道局	災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略	<u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u>	<u>横浜市水道局</u>	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略	略	略	<p>協定の追加に伴う修正</p>
名称	締結団体・機関	所管局																														
略	略	上下水道局																														
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																															
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																															
略	略																															
名称	締結団体・機関	所管局																														
略	略	上下水道局																														
災害時相互応援及び災害対策の技術協力に関する協定	略																															
<u>地震等緊急時における相互応援に関する協定</u>	<u>横浜市水道局</u>																															
東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書	略																															
略	略																															
11	166	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動</p> <p>【水防活動】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 活動内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 水門、閘門等の操作</p> <p>所定の水門、閘門及び<u>高潮防潮堤陸閘</u>の管理者（操作責任者を含む。）は、津波に関する安全が確保された場合には、当該水門、閘門及び高潮防潮堤陸閘の点検や閉鎖を行うものとする。</p> <p>4～5</p> <p>第3 急傾斜地等対策</p> <p>略</p>	<p>第12節 消防・水防・津波対策活動</p> <p>【水防活動】</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 活動内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 水門、閘門等の操作</p> <p>所定の水門、閘門及び<u>防潮壁陸閘</u>の管理者（操作責任者を含む。）は、津波に関する安全が確保された場合には、当該水門、閘門及び高潮防潮堤陸閘の点検や閉鎖を行うものとする。</p> <p>4～5</p> <p>第3 急傾斜地等対策</p> <p>略</p>	<p>文字の修正</p>																												

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>1 地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は<u>所管区域内の当該箇所を巡視し、被害状況を調査する。</u></p> <p>2 略</p> <p>【津波対策】</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難誘導 略</p> <p>(1) 在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦、外国人等<u>災害時要援護者</u>に対しては、平常時については共通編第2章第12節の定めるところにより避難・誘導対策を推進するものとし、地震発生時においては第1章第17節の定めるところにより避難の確保等を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 海上 名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合は、津波による危険が予想される地域における船舶の安全を確</p>	<p>1 地震が発生した場合、緑政土木部（土木隊）は、<u>所管区域内の被害状況の調査を行うとともに、区本部その他関係部局は、所管区域内の被害状況を収集するものとする。</u></p> <p><u>なお、消防部は火災等の発生並びに消防力の状況から応援が可能な場合は、積極的に応援するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>【津波対策】</p> <p>1～2 略</p> <p>3 避難誘導 略</p> <p>(1) 在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦、外国人等<u>要配慮者</u>に対しては、平常時については共通編第2章第12節の定めるところにより避難・誘導対策を推進するものとし、地震発生時においては第1章第17節の定めるところにより避難の確保等を図る。</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>2 海上 名古屋海上保安部及び名古屋港管理組合は、津波による危険が予想される地域における船舶の安全を確</p>	<p>表記の整備</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																				
		<p>保するため、第1章第12節の定めにより必要な措置を実施する。</p> <p>3 略</p> <p>第4 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各施設における主な対応措置は次のとおり。</p> <p>市が管理又は運営する施設に関する主な対応</p> <table border="1" data-bbox="295 663 1030 1038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等</th> <th rowspan="2">地震発生時</th> <th colspan="2">地震に伴い津波警報が発表された場合</th> </tr> <tr> <th>対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)</th> <th>避難対象地 区内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、援護者の受入れ </td> <td>○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合		対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)	避難対象地 区内	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、援護者の受入れ 	○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導	/	<p>保するため、第1章第4節第12の定めにより必要な措置を実施する。</p> <p>3 略</p> <p>第4 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 略</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各施設における主な対応措置は次のとおり。</p> <p>市が管理又は運営する施設に関する主な対応</p> <table border="1" data-bbox="1111 663 1845 1038"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設等</th> <th rowspan="2">地震発生時</th> <th colspan="2">地震に伴い津波警報が発表された場合</th> </tr> <tr> <th>対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)</th> <th>避難対象地 区内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、要配慮者の受入れ </td> <td>○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合		対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)	避難対象地 区内	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、要配慮者の受入れ 	○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導	/	<p>表記の整理</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合																						
		対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)	避難対象地 区内																					
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、援護者の受入れ 	○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導	/																					
施設等	地震発生時	地震に伴い津波警報が発表された場合																						
		対策計画作成区域内 (避難対象地区は除く)	避難対象地 区内																					
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・職員の安全確保、安否確認、被害状況の確認 ○社会福祉施設のうち、一定条件の施設を福祉避難所として活用 ○機能が維持できる範囲で、要配慮者の受入れ 	○安全性を確保したうえで利用者を2階以上へ誘導	/																					
12	171	<p>第13節 避難</p> <p>略</p> <p>第1 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>2 避難勧告・避難指示（緊急）の基準</p> <p>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。</p> <p>(1) 略</p>	<p>第13節 避難</p> <p>略</p> <p>第1 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>2 避難勧告・避難指示（緊急）の基準</p> <p>避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。</p> <p>(1) 略</p>																					

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合 <u>なお、下記の地域にあっては、ア及びイに掲げる警報が発表されたときとする。(計画資料50参照)</u> ア 略 イ <u>「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合は、本市の津波浸水想定区域に該当する地域</u></p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 総括部は、<u>電子メール(きずなネット防災情報)、緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)</u>により、避難勧告・避難指示（緊急）の情報を配信する。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等 ア 津波警報発表に係る避難勧告・避難指示（緊急）の発令情報系統 図中</p> <div data-bbox="248 1294 1048 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市災害対策本部（市長） → 同報無線・消防ヘリによる広報・電子メール、緊急速報メール・SNS <u>(追加)</u> → 避難対象地区住民・事業所等（別添参照）</p> </div> <p>イ～エ 略</p>	<p>(2) 「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合 <u>(計画資料48参照)</u></p> <p>ア 略 イ <u>「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合は、本市の津波浸水想定区域に該当する地域</u> <u>なお、遠地地震の発生後、遠地地震に関する情報の中で津波警報等が発表される可能性が言及された場合、避難勧告等の発令を検討する。</u></p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>3 避難勧告・避難指示（緊急）の発令</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 総括部は、<u>電子メール(きずなネット防災情報)、緊急速報メール及びソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、アプリケーション</u>により、避難勧告・避難指示（緊急）の情報を配信する。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 津波警報等発表に係る避難勧告等の伝達系統等 ア 津波警報発表に係る避難勧告・避難指示（緊急）の発令情報系統 図中</p> <div data-bbox="1066 1294 1865 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市災害対策本部（市長） → 同報無線・消防ヘリによる広報・電子メール、緊急速報メール・SNS <u>・アプリケーション</u> → 避難対象地区住民・事業所等（別添参照）</p> </div> <p>イ～エ 略</p>	<p>表記の整備</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考								
		<p>(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 避難誘導及び移送</p> <p>1 避難の誘導</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="286 520 1039 687"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・一部の高等のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>1 略</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理組織の職務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 救護班は、<u>災害時要援護者</u>への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 運営</p> <p>指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、<u>災害時</u></p>	避難の理由	避難先	・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・一部の高等のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)	<p>(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>第2 避難誘導及び移送</p> <p>1 避難の誘導</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 避難先は、おおむね次の基準による。</p> <table border="1" data-bbox="1104 520 1856 687"> <thead> <tr> <th>避難の理由</th> <th>避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき</td> <td>広域避難場所 一時避難場所 小・中・一部の高等学校のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ～ (5) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の開設及び管理運営</p> <p>1 略</p> <p>2 指定避難所の管理運営</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理組織の職務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 救護班は、<u>要配慮者</u>への対応、負傷者の救護・把握及び医療にかかる区本部との連絡調整をする。</p> <p>オ～カ 略</p> <p>(3) 運営</p> <p>指定避難所の運営にあたっては、早期に管理組織を整えとともに、代表管理者及び各班班長は、<u>要配慮</u></p>	避難の理由	避難先	・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中・一部の高等学校のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)	<p>表記の整備</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
避難の理由	避難先											
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中学校・一部の高等のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)											
避難の理由	避難先											
・余震やがけくずれ等の地変等により避難をするとき	広域避難場所 一時避難場所 小・中・一部の高等学校のグラウンド (地震の揺れに対する指定緊急避難場所)											

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>要援護者</u>の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第5～第9 略</p>	<p><u>者</u>の対応には十分な配慮に心掛け、冷静な行動をとり、避難者の不安を少しでもやわらげるよう努めながら、当該避難所の避難者による自主運営にあたる。</p> <p>なお、その他問題が生じた場合は、災害救助地区本部を通じて、区本部へ連絡して協議、指示を受けるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>第5～第9 略</p>	
13	184	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1～第4</p> <p>第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1) 供給センターの設置</p> <p>健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、<u>供給センターを速やかに設置し</u>、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。<u>供給センターは、交通の便、ヘリポートの設置、建築物の規模等考慮して設置する。</u></p> <p>医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第14節 医療救護・保健衛生</p> <p>【医療救護】</p> <p>略</p> <p>第1～第4</p> <p>第5 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 略</p> <p>2 医薬品・衛生材料等の供給</p> <p>(1) 供給センターの設置</p> <p>健康福祉部長は災害により必要と認めるときは、<u>愛知学院大学名城公園キャンパスに供給センターを速やかに設置し</u>、薬剤師を配置して、医薬品・衛生材料等の出納保管にあたらせる。<u>(削除)</u></p> <p>医薬品、衛生材料等を的確に出納管理するために、名古屋市薬剤師会に対し協力を要請する。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>供給センターの設置等に関する協定の締結に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>【保健衛生】 略 第1 略 第2 保健衛生 略 1 保健活動 発災後の状況変化によって生じる健康課題を捉え、疾病予防及び重症化予防、健康増進の観点から、被災者のニーズに応じた健康相談を行う。また、必要に応じて、<u>要援護者</u>の介護・看護に関する訪問指導、生活に必要な福祉サービスの利用等に向けたコーディネート等を、区本部救助班及び関係機関と連携を図りながら実施する。 2 精神医療救護活動 (1) ～ (3) 略 (4) <u>被害が甚大であり、こころのケアに関する診療相談体制が不足する場合は、</u>本部長は、<u>他都市等</u>に対しDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。 (5) 略 3 ～ 5 略 第3 略 第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとと</p>	<p>【保健衛生】 略 第1 略 第2 保健衛生 略 1 保健活動 発災後の状況変化によって生じる健康課題を捉え、疾病予防及び重症化予防、健康増進の観点から、被災者のニーズに応じた健康相談を行う。また、必要に応じて、<u>要配慮者</u>の介護・看護に関する訪問指導、生活に必要な福祉サービスの利用等に向けたコーディネート等を、区本部救助班及び関係機関と連携を図りながら実施する。 2 精神医療救護活動 (1) ～ (3) 略 (4) <u>被害状況を踏まえ、</u>本部長は、<u>愛知県</u>に対しDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。 (5) 略 3 ～ 5 略 第3 略 第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとと</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正 表記の整備</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>もに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 (追加)</u></p> <p>第5 略</p>	<p>もに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。</p> <p><u>また、健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、ペット同行避難に関する助言・指導を行う。</u></p> <p>1～4 略</p> <p><u>5 ペット同行避難に関する助言・指導</u></p> <p>第5 略</p>	<p>表記の整備</p>
14	200	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：<u>ビスケット、乾パン、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>供給に際しては、<u>災害時要援護者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>略</p>	<p>第16節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>第1 供給の基本的方針</p> <p>1 食品</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品の品目例：<u>ビスケット、アルファ化米、粉ミルク、パン、弁当、缶詰等</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 その他</p> <p>供給に際しては、<u>要配慮者</u>等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 物資の供給体制</p> <p>略</p>	<p>備蓄する物資の変更に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正の伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
		<p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 第4～第8 略</p>	担当部		分担任務	市本部	略	略	物資班	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>1 市本部物資班及び区本部の任務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">担当部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市本部</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td><u>環境部</u></td> <td><u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略 第4～第8 略</p>	担当部		分担任務	市本部	略	略	物資班	<u>環境部</u>	<u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u>	物資班の構成の見直しに伴う修正
担当部		分担任務																				
市本部	略	略																				
物資班	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																				
担当部		分担任務																				
市本部	略	略																				
物資班	<u>環境部</u>	<u>1 要請のあった災害用トイレの調達</u>																				
15	205	<p>第17節 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>高齢者、障害者、外国人などの<u>災害時要援護者</u>の地震による被害の軽減を図るために、<u>災害時要援護者</u>の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者</u>は障害の内容・程度等によって一人ひとり異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、<u>災害時要援護者</u>に配慮した対策を実施するものである。</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害時要援護者</u>は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p>	<p>第17節 <u>要配慮者対策</u></p> <p>高齢者、障害者、外国人などの<u>要配慮者</u>の地震による被害の軽減を図るために、<u>要配慮者</u>の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、<u>要配慮者</u>に配慮した対策を実施するものである。</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>要配慮者</u>は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うこととし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>																		

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="257 325 1032 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 325 389 363">担当部</th> <th data-bbox="389 325 1032 363">分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 363 389 659">健康福祉部</td> <td data-bbox="389 363 1032 659"> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要援護者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 659 389 754">観光文化交流部</td> <td data-bbox="389 659 1032 754"> 1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 754 389 927">区本部</td> <td data-bbox="389 754 1032 927"> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の援護者の実態調査の実施に関すること 4 援護者に対する福祉対策の実施に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、その他各部にあつては、常に災害時要援護者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班は、共同して災害時要援護者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部災害時要援護者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>第3 安否確認</p> <p>1 区本部</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供	観光文化交流部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること	区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 援護者 の実態調査の実施に関すること 4 援護者 に対する福祉対策の実施に関すること	<p>第2 実施体制</p> <p>1 担当部</p> <table border="1" data-bbox="1075 325 1850 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="1075 325 1207 363">担当部</th> <th data-bbox="1207 325 1850 363">分 担 任 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1075 363 1207 659">健康福祉部</td> <td data-bbox="1207 363 1850 659"> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 659 1207 754">観光文化交流部</td> <td data-bbox="1207 659 1850 754"> 1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 754 1207 927">区本部</td> <td data-bbox="1207 754 1850 927"> 1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者に対する福祉対策の実施に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、その他各部にあつては、常に災害時要援護者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 健康福祉部要配慮者班及び健康増進班は、共同して要配慮者の安否確認及び避難生活の確保に関する分担任務を実施する。</p> <p>(2) 観光文化交流部観光交流班は、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>第3 安否確認</p> <p>1 区本部</p> <p>(1) 発災後区本部は災害救助地区本部、民生委員・児童</p>	担当部	分 担 任 務	健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供	観光文化交流部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること	区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策の実施に関すること	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
担当部	分 担 任 務																			
健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要援護者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要援護者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要援護者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要援護者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供																			
観光文化交流部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること																			
区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 災害時要援護者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 援護者 の実態調査の実施に関すること 4 援護者 に対する福祉対策の実施に関すること																			
担当部	分 担 任 務																			
健康福祉部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の総括及び実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の総括及び実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の総括及び実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動に関すること 5 要配慮者 に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること 6 要配慮者 に関する情報の収集、社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等への提供																			
観光文化交流部	1 外国人の支援に関すること 2 外国人の支援にかかる外国公館、関係諸団体等との連絡調整に関すること																			
区本部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者 の安否確認の実施に関すること 3 指定避難所及び在宅の 要配慮者 の実態調査の実施に関すること 4 要配慮者 に対する福祉対策の実施に関すること																			

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(1) 発災後区本部は災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>に応援を要請する。</p> <p>(2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部<u>災害時要援護者</u>に報告する。</p> <p>2 社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部<u>災害時要援護者</u>に報告する。</p> <p>第4 避難生活の確保 <u>災害時要援護者</u>の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず<u>要援護者</u>の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。</p> <p>1 <u>要援護者</u>の実態調査 (1) <u>要援護者</u>の実態調査は、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法</p>	<p>委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、指定避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>要配慮者</u>に応援を要請する。</p> <p>(2) 区本部は、安否確認の結果を健康福祉部<u>要配慮者</u>に報告する。</p> <p>2 社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部<u>要配慮者</u>に報告する。</p> <p>第4 避難生活の確保 <u>要配慮者</u>の指定避難所もしくは在宅での避難生活を確保するために、まず<u>要配慮者</u>の実態調査を行い、健康状態及び福祉ニーズ等を把握し、医療・保健・福祉サービスを提供する。 また、災害時における福祉サービスを継続するため、市は、区や関係機関と緊密に連携し、福祉サービス提供者等の協力を得て、できるだけ速やかに必要な体制を確立する。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>の実態調査 (1) <u>要配慮者</u>の実態調査は、健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班が共同して調査内容及び調査方法等を作</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>等を作成し、区本部が調査を行う。</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に<u>要援護者</u>の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 指定避難所における生活の確保</p> <p><u>要援護者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班、健康増進班、観光文化交流部、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 福祉環境整備が行われていない指定避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。</p> <p>(2) <u>要援護者</u>へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(6) その他、指定避難所の管理運営にあたって<u>要援護者</u>に配慮した対応を取るよう<u>働きかける</u>。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p><u>要援護者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では介護が困難な<u>要援護者</u>を避難させる。</p>	<p>成し、区本部が調査を行う。</p> <p>(2) 避難生活が継続する間は指定避難所や地域を巡回し、継続的に<u>要配慮者</u>の健康状態・生活状況等の把握を行う。</p> <p>2 指定避難所における生活の確保</p> <p><u>要配慮者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>要配慮者</u>班、健康増進班、観光文化交流部、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 福祉環境整備が行われていない指定避難所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>へより正確な情報を提供するために、文字放送が受信できるテレビやファックスの設置、さらに手話通訳者、災害語学ボランティアの派遣を行う。</p> <p>(3) ～ (5) 略</p> <p>(6) その他、指定避難所の管理運営にあたって<u>要配慮者</u>に配慮した対応を取るよう<u>働きかける</u>とともに、<u>要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する</u>。</p> <p>3 緊急援護の実施</p> <p><u>要配慮者</u>の実態調査に基づき、健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。</p> <p>(1) 既存の社会福祉施設のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を福祉避難所として活用し、通常の指定避難所では介護が困難な<u>要配慮者</u>を避難させる。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り<u>要援護者</u>の受入を行う。</p> <p>(3)略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の仕様を検討し、必要に応じ県に設置を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での<u>要援護者</u>の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p>	<p>福祉避難所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り<u>要配慮者</u>の受入を行う。</p> <p>(3)略</p> <p>4 応急仮設住宅での生活の確保</p> <p>(1) 住宅都市部は健康福祉部<u>要配慮者</u>班と協議の上、スロープ・車いす用トイレ等の設置、生活援助員が常駐する住宅や戸数に応じた集会所の設置など高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の仕様を検討し、必要に応じ県に設置を要請する。</p> <p>また、高齢者、障害者など避難所生活が困難な被災者の応急仮設住宅への優先入居にも配慮する。</p> <p>(2) 健康福祉部<u>要配慮者</u>班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、応急仮設住宅での<u>要配慮者</u>の健康状態・生活状況の把握を行い、医療・保健・福祉サービスを提供する。</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
16	215	<p>第19節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p>	<p>第19節 災害ごみ・し尿・災害がれき</p> <p>略</p> <p>第1 災害ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p>	

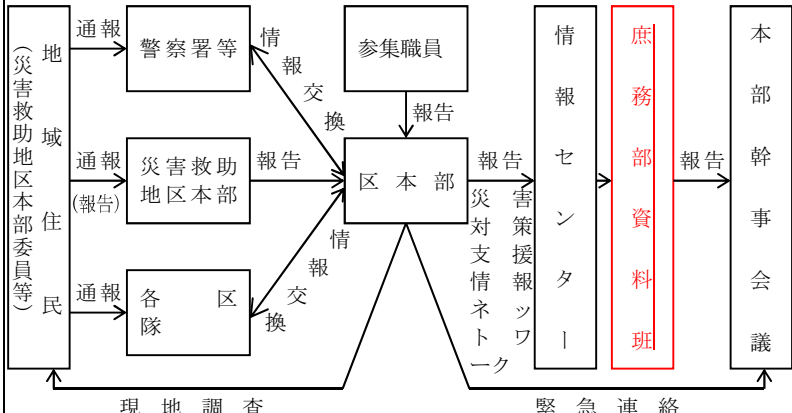
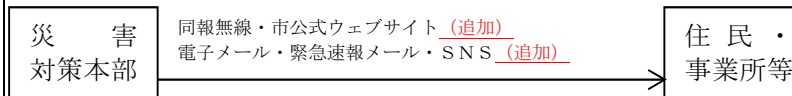
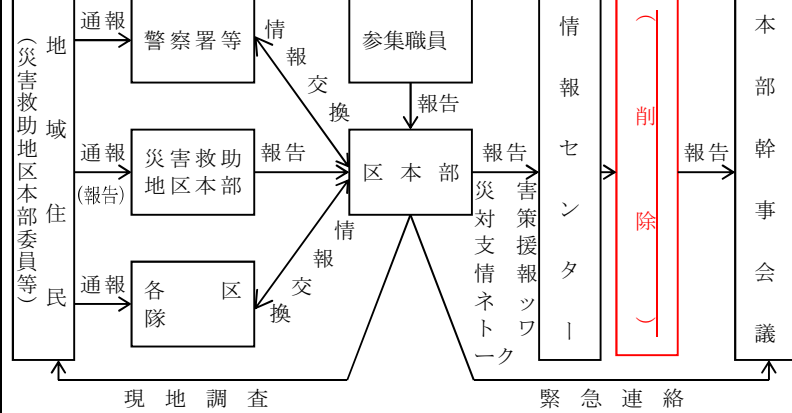
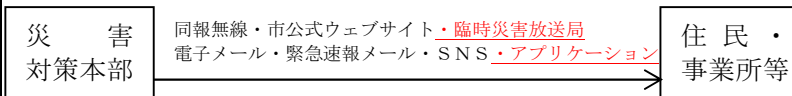
地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																
		<p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>352 台</td> <td>707 人 (市職員のみ)</td> <td>812 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2～第3 略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	352 台	707 人 (市職員のみ)	812 t	<p>ア～オ 略</p> <p>カ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当たり</td> <td>349 台</td> <td>692 人 (市職員のみ)</td> <td>770 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 略</p> <p>第2～第3 略</p>		市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力	1 回当たり	349 台	692 人 (市職員のみ)	770 t	時点修正
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	352 台	707 人 (市職員のみ)	812 t																	
	市有・常時借上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当たり	349 台	692 人 (市職員のみ)	770 t																	
17	219	<p>第20節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 住宅の応急修理</p> <p>住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、<u>愛知県が実施する</u>。</p> <p>1 災害救助法に基づく応急修理の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>県の補助として</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p>	<p>第20節 住宅等応急対策</p> <p>略</p> <p>第1 略</p> <p>第2 住宅の応急修理</p> <p>住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼し、そのままでは、当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯を対象に、災害救助法に基づき、<u>愛知県が実施する（局地災害の場合は、愛知県から委任を受けて本市が実施する予定）</u>。</p> <p>1 災害救助法に基づく応急修理の実施</p> <p>住宅都市部長は、<u>との調整の下</u>、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、必要な住宅の応急修理を実施する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3～第6 略</p>	愛知県の『被災住宅の応急修理』に関するマニュアル案の策定に伴う修正																

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<p>第22節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学区連絡協議会</td> <td>応急対策活動一般</td> <td>区役所</td> </tr> <tr> <td><u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u></td> <td><u>〃</u></td> <td><u>人事委員会</u></td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所	<u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u>	<u>〃</u>	<u>人事委員会</u>	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局	<p>第22節 ボランティアとの連携 略</p> <p>第1 平常時の連携 発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連携を図る団体・関係機関</th> <th>活動内容</th> <th>担当部(局)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学区連絡協議会</td> <td>応急対策活動一般</td> <td>区役所</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>市民活動団体(ボランティア団体など)</td> <td>災害ボランティアセンターの運営</td> <td>市民経済局、健康福祉局</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 略</p>	連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)	学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局	協議会の休止に伴う修正
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																										
学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所																										
<u>名古屋地区大学災害対策連絡協議会</u>	<u>〃</u>	<u>人事委員会</u>																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局																										
連携を図る団体・関係機関	活動内容	担当部(局)																										
学区連絡協議会	応急対策活動一般	区役所																										
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																										
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局																										
18	233	<p>第24節 区の応急対策活動 第1 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動 大規模災害時に初動活動表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>区本部事務室機能確保</u> ○ <u>災害時要援護者</u>の安否確認 ○ <u>災害時要援護者</u>等調査 <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>災害時要援護者</u>の救援活動に関すること。</p>	<p>第24節 区の応急対策活動 第1 略</p> <p>第2 大規模災害時の初動活動 大規模災害時に初動活動表中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>区本部機能確保</u> ○ <u>要配慮者</u>の安否確認 ○ <u>要配慮者</u>等調査 <p>第3 災害救助地区本部 略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害救助地区本部の分担任務 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>要配慮者</u>の救援活動に関すること。</p>	<p>表記の整備 名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>																								

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(12)～(14) 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>1 被害情報の収集・報告</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被害情報の収集・報告系統</p>  <p>2～3 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法</p>	<p>(12)～(14) 略</p> <p>第4 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>1 被害情報の収集・報告</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被害情報の収集・報告系統</p>  <p>2～3 略</p> <p>第5 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p>  <p>(3) 広報の方法</p>	<p>災害対策の見直しに伴う修正</p> <p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ (追加)</u></p> <p><u>コ (追加)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 <u>災害時要援護者</u>への広報 略</p> <p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 <u>災害時要援護者対策</u></p> <p>区本部は、高齢者、障害者、外国人などの<u>災害時要援護者</u>の地震による被害の軽減を図るため、次のように<u>災害時要援護者</u>対策を実施する。</p> <p>1 安否確認</p> <p>(1) 災害発生後、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者、障害者及び外国人等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班に応援を要請する。</p>	<p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ アプリケーション</u> <u>必要に応じて総括部に対し、アプリケーションによる広報事項の配信を要請する。</u></p> <p><u>コ 臨時災害放送局</u> <u>「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合には、必要に応じて総括部に対し、臨時災害放送局による広報事項の放送を要請する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 <u>要配慮者</u>への広報 略</p> <p>3 略</p> <p>第6～第7 略</p> <p>第8 <u>要配慮者対策</u></p> <p>区本部は、高齢者、障害者、外国人などの<u>要配慮者</u>の地震による被害の軽減を図るため、次のように<u>要配慮者</u>対策を実施する。</p> <p>1 安否確認</p> <p>(1) 災害発生後、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者、障害者及び外国人等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に安否を確認し、避難所への収容等適切な措置をとる。なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部<u>要配慮者</u>班に応援を要請する。</p>	<p>防災情報の提供方法の追加に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p> <p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>(2) 安否確認の結果を健康福祉部<u>災害時要援護者</u>班に報告する。</p> <p>2 避難生活の確保 健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の<u>要援護者</u>の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。</p> <p>(1) 指定避難所への簡易式スロープ・<u>車椅子トイレ</u>の設置及び<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報の提供等</p> <p>(2) 一般の避難所において生活が困難な<u>災害時要援護者</u>の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所</p> <p>(3) 応急仮設住宅等で生活をつづける<u>災害時要援護者</u>を対象とした福祉施策の実施</p> <p>第9～第12 略</p>	<p>(2) 安否確認の結果を健康福祉部<u>要配慮者</u>班に報告する。</p> <p>2 避難生活の確保 健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の<u>要配慮者</u>の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。</p> <p>(1) 指定避難所への簡易式スロープ・<u>多目的トイレ</u>の設置及び<u>要配慮者</u>に配慮した情報の提供等</p> <p>(2) 一般の避難所において生活が困難な<u>要配慮者</u>の福祉避難所への移送及び特別養護老人ホーム等への緊急入所</p> <p>(3) 応急仮設住宅等で生活をつづける<u>要配慮者</u>を対象とした福祉施策の実施</p> <p>第9～第12 略</p>	<p>名古屋市防災条例の改正に伴う修正</p>
19	249	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは<u>道路管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p>第25節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立往生車両等の移動について要請す</p>	<p>法令文に表記を合わせるため修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考																																
		<p>(5) ～ (7) 略</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員、警察官がその場にいない場合に限り、<u>(追加)</u> それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第76条の3の規定により<u>措置することができる</u>。(別記 1-25-6 措置命令・措置通知書参照)</p> <p>◎別記1-25-5 大震災発生時の交通規制計画 (補足)</p> <p>1 略</p> <p><u>(追加)</u> 指定予定路線</p> <table border="1" data-bbox="257 1050 1050 1228"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>始点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>新東名高速道路</td> <td>豊田東 JCT(愛知県豊田市)</td> <td><u>東海 IC(愛知県東海市)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交通検問所 緊急交通路の指定予定路線における各インターチェンジにおいて、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止するため、交通検問所を設置する(種類と運用は下記次のとおり)。</p>	番号	路線名	始点	終点	略	略	略	略	⑧	新東名高速道路	豊田東 JCT(愛知県豊田市)	<u>東海 IC(愛知県東海市)</u>	略	略	略	略	<p>ることができる。</p> <p>(5) ～ (7) 略</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員、警察官がその場にいない場合に限り、<u>緊急交通路において、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災対法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及びその措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない</u>。(別記 1-25-6 措置命令・措置通知書参照)</p> <p>◎別記1-25-5 大震災発生時の交通規制計画 (補足)</p> <p>1 略</p> <p><u>2</u> 指定予定路線</p> <table border="1" data-bbox="1072 1050 1865 1228"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>始点</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>新東名高速道路</td> <td>豊田東 JCT(愛知県豊田市)</td> <td><u>静岡県境(愛知県新城市)</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 交通検問所 緊急交通路の指定予定路線における各インターチェンジにおいて、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止するため、交通検問所を設置する(種類と運用は下記次のとおり)。</p>	番号	路線名	始点	終点	略	略	略	略	⑧	新東名高速道路	豊田東 JCT(愛知県豊田市)	<u>静岡県境(愛知県新城市)</u>	略	略	略	略	<p>法令文に表記を合わせるため修正</p> <p>高速道路の延伸に伴う修正</p>
番号	路線名	始点	終点																																	
略	略	略	略																																	
⑧	新東名高速道路	豊田東 JCT(愛知県豊田市)	<u>東海 IC(愛知県東海市)</u>																																	
略	略	略	略																																	
番号	路線名	始点	終点																																	
略	略	略	略																																	
⑧	新東名高速道路	豊田東 JCT(愛知県豊田市)	<u>静岡県境(愛知県新城市)</u>																																	
略	略	略	略																																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																		
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付検問所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。 ・<u>標章</u>の交付申請（事前届出車両を含む。）があった場合には、緊急通行車両の<u>標章</u>を交付する。 ○ 選別検問所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。 ・この検問所では原則として<u>標章</u>の交付事務は行わない。 ○ 閉鎖 I C <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ての車両の通行（流出車両を除く。）を禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付検問所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。 ・<u>標章等</u>の交付申請（事前届出車両を含む。）があった場合には、緊急通行車両の<u>標章及び証明書</u>を交付する。 ○ 選別検問所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両等は通行できるが、一般車両は通行禁止となる。 ・この検問所では原則として<u>標章等</u>の交付事務は行わない。 ○ 閉鎖 I C <ul style="list-style-type: none"> ・原則として全ての車両の通行（流出車両を除く。）を禁止する。 	表記の整備																		
20	261	<p>第 26 節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略</p> <p>第 1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 6 月 1 日</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>応 急 給 水 槽</u></td> <td>100</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>応急給水層</u> (組立式)</td> <td><u>12</u></td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	<u>応 急 給 水 槽</u>	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	<u>応急給水層</u> (組立式)	<u>12</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局)	<p>第 26 節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 略</p> <p>第 1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: right;"><u>令和元年 6 月 1 日</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>応急給水槽 (バルーン)</u></td> <td>100</td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局 84、区役所 16)</td> </tr> <tr> <td><u>応急給水槽</u> (組立式)</td> <td><u>25</u></td> <td>容量 1.0m³ (上下水道局)</td> </tr> </tbody> </table>	資 機 材 名	数 量	備 考	<u>応急給水槽 (バルーン)</u>	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	<u>応急給水槽</u> (組立式)	<u>25</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局)	時点修正
資 機 材 名	数 量	備 考																				
<u>応 急 給 水 槽</u>	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																				
<u>応急給水層</u> (組立式)	<u>12</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局)																				
資 機 材 名	数 量	備 考																				
<u>応急給水槽 (バルーン)</u>	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)																				
<u>応急給水槽</u> (組立式)	<u>25</u>	容量 1.0m ³ (上下水道局)																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																								
		<table border="1"> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固 定)</td> <td>1</td> <td>55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>40,000</td> <td>10ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>78,000</td> <td>5ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> </table> <p>第2 水道施設対策 略 1 略 2 優先して復旧する配水管 (1) ~ (2) (3) 指定避難所、救急病院、救急診療所、人工透析治療病院、<u>災害時要援護者</u>施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路 なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。 3 ~ 5 略</p> <p>第3 略 【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 第1 ~ 第4 略 1 ~ 2 略 3 応急復旧対策 (1) ~ (3) 略 (4) 特設公衆電話の避難所などへの設置</p>	飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)	ポ リ タ ン ク	40,000	10ℓ/個 (上下水道局)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	簡易ポリエチレン容器	78,000	5ℓ/個 (上下水道局)	<table border="1"> <tr> <td>飲料水自動袋詰装置 (固 定)</td> <td>1</td> <td>55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>40,000</td> <td>10ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> <tr> <td><u>非 常 用 給 水 袋</u></td> <td><u>20,000</u></td> <td><u>6ℓ/個 (上下水道局)</u></td> </tr> <tr> <td>簡易ポリエチレン容器</td> <td>78,000</td> <td>5ℓ/個 (上下水道局)</td> </tr> </table> <p>第2 水道施設対策 略 1 略 2 優先して復旧する配水管 (1) ~ (2) (3) 指定避難所、救急病院、救急診療所、人工透析治療病院、<u>要配慮者</u>施設、公共施設への給水のために、必要な配水管及び、災害復旧活動の妨げとなっている漏水管路 なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して水量を確保し、給水の早期開始を図るとともに、仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。 3 ~ 5 略</p> <p>第3 略 【電信電話施設応急復旧計画 (西日本電信電話株式会社)】 第1 ~ 第4 略 1 ~ 2 略 3 応急復旧対策 (1) ~ (3) 略 (4) 特設公衆電話の避難所などへの設置</p>	飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)	ポ リ タ ン ク	40,000	10ℓ/個 (上下水道局)	<u>非 常 用 給 水 袋</u>	<u>20,000</u>	<u>6ℓ/個 (上下水道局)</u>	簡易ポリエチレン容器	78,000	5ℓ/個 (上下水道局)	名古屋市防災条例の改正に伴う修正
飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)																										
ポ リ タ ン ク	40,000	10ℓ/個 (上下水道局)																										
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																										
簡易ポリエチレン容器	78,000	5ℓ/個 (上下水道局)																										
飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55袋/分 1袋500cc入り (消防局 1)																										
ポ リ タ ン ク	40,000	10ℓ/個 (上下水道局)																										
<u>非 常 用 給 水 袋</u>	<u>20,000</u>	<u>6ℓ/個 (上下水道局)</u>																										
簡易ポリエチレン容器	78,000	5ℓ/個 (上下水道局)																										

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用した<u>ポータブル衛星通信方式、超小型衛星通信方式</u>等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。</p> <p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市20町1村の約<u>241万戸</u>に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約2万9千kmである。製造所は、知多市に知多LNG共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津LNGステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、球形ホルダーを保有している。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 応急供給計画</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時における危険予防措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震発生時の供給停止判断</p> <p>地震発生時のガスの供給停止判断は以下の基準に</p>	<p>通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機や通信衛星を活用した<u>ポータブル衛星通信方式</u>等の設備により電話回線を作成し、臨時の特設公衆電話を開設する。</p> <p>【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】</p> <p>第1 ガス施設の現況</p> <p>東邦ガスは、名古屋市を中心に、愛知県、岐阜県、三重県の54市20町1村の約<u>248万戸</u>に対しガスを供給している。</p> <p>ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段方式を採用しており、ガス導管は地域社会の発展に応じて、都市ガスを安定供給するため、拡充、整備に努めており、現在における導管延長は、約2万9千kmである。製造所は、知多市に知多LNG共同基地、知多緑浜工場及び知多熱調センター、四日市市に四日市工場、津市に津LNGステーションを所有している。</p> <p>また、各供給所には、球形ホルダーを保有している。</p> <p>1～2 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 応急供給計画</p> <p>1～3 略</p> <p>4 災害時における危険予防措置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地震発生時の供給停止判断</p> <p>地震発生時のガスの供給停止判断は以下の基準に</p>	<p>機器の廃止に伴う修正</p> <p>時点修正</p>

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>基づいて行う。</p> <p><u>ア 複数の地震計のSI値が60カイン以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、又は主要ガバナ等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、即時にガス供給停止（第1次緊急停止）を決定する。</u></p> <p><u>ただし、二次災害を引き起こすおそれが小さいと考えられる次のようなケースについては、速やかに第1次緊急停止判断から次項の第2次緊急停止判断へ移行することがある。</u></p> <p><u>複数の地震計のSI値が60カイン以上を記録した地域において、低圧ガス導管等の被害が軽微となることがあらかじめ想定されている場合。</u></p> <p><u>イ SI値が30カイン以上60カイン未満となった地域については、直ちに以下のような情報を収集し、経時的に得られるそれらの被害状況から、ガス工作物の被害による重大な二次災害の恐れがあると判断される場合は、速やかにガスの供給を停止（第2次緊急停止）する。</u></p> <p><u>(ア) 道路及び建物の被害状況</u></p> <p><u>(イ) 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況</u></p> <p><u>(ウ) ガス漏えい通報の受付状況</u></p> <p>5～7 略 第4 略 【電力施設応急復旧計画（<u>中部電力株式会社</u>）】</p>	<p>基づいて行う。</p> <p><u>ア 地震が発生した場合、以下に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止（第1次緊急停止）する。</u></p> <p><u>(ア) 複数の地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合</u></p> <p><u>(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合</u></p> <p><u>イ 地震が発生した場合、地震計のSI値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第2次緊急停止）する。</u></p> <p><u>(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合</u></p> <p><u>(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合</u></p> <p>5～7 略 第4 略 【電力施設応急復旧計画（<u>中部電力株式会社/株式会社JERA</u>）】</p>	<p>第1次緊急停止判断基準の見直しに伴う修正</p> <p>分社化に伴う修正</p>

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																				
		<p>第1 略 第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略 2 非常災害対策本部の設置 各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業所に対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中 村 〃</td> <td>〃 中村区名駅南三丁目16-6</td> <td>589-3218</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>岩 倉 〃</td> <td>岩倉市大山寺町井之株128</td> <td>0587-66-1177</td> </tr> <tr> <td><u>緑</u> 〃</td> <td><u>名古屋市緑区鳴海町字前之輪219</u></td> <td><u>622-2381</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略 第3～第4 略</p>	本部名	所在地	電話	略	略	略	中 村 〃	〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	岩 倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177	<u>緑</u> 〃	<u>名古屋市緑区鳴海町字前之輪219</u>	<u>622-2381</u>	<p>第1 略 第2 応急対策（電力復旧）</p> <p>1 略 2 非常災害対策本部の設置 各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、支店及び関係事業所に対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本部名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中 村 〃</td> <td>〃 中村区名駅南三丁目16-6</td> <td>589-3218</td> </tr> <tr> <td><u>旭名東</u> 〃</td> <td><u>尾張旭市庄南町二丁目1-10</u></td> <td><u>778-1271</u></td> </tr> <tr> <td>岩 倉 〃</td> <td>岩倉市大山寺町井之株128</td> <td>0587-66-1177</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略 第3～第4 略</p>	本部名	所在地	電話	略	略	略	中 村 〃	〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218	<u>旭名東</u> 〃	<u>尾張旭市庄南町二丁目1-10</u>	<u>778-1271</u>	岩 倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	電力センターの統廃合に伴う修正
本部名	所在地	電話																																						
略	略	略																																						
中 村 〃	〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218																																						
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																						
岩 倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177																																						
<u>緑</u> 〃	<u>名古屋市緑区鳴海町字前之輪219</u>	<u>622-2381</u>																																						
本部名	所在地	電話																																						
略	略	略																																						
中 村 〃	〃 中村区名駅南三丁目16-6	589-3218																																						
<u>旭名東</u> 〃	<u>尾張旭市庄南町二丁目1-10</u>	<u>778-1271</u>																																						
岩 倉 〃	岩倉市大山寺町井之株128	0587-66-1177																																						
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																						
21	277	<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1～第3 略 第4 活動要領</p> <p>1 略 2 バス</p> <p>(1) 運 転</p> <p>ア 運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両の保安措置をするとともに所属の<u>営業</u></p>	<p>第27節 交通施設の応急対策</p> <p>【市営交通】</p> <p>第1～第3 略 第4 活動要領</p> <p>1 略 2 バス</p> <p>(1) 運 転</p> <p>ア 運転士は、運転中地震により危険を感知したときは、適切な状況判断に基づき車両を安全な場所へ移動する。これが不可能な場合は、乗客を誘導退避させた後、車両の保安措置をするとともに所属の<u>営業</u></p>	営業所等の名称変																																				

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p><u>所（分所を含む）</u>へ連絡する。</p> <p>イ <u>各営業所（分所を含む）</u>は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第5 略</p>	<p><u>所</u>へ連絡する。</p> <p>イ <u>各営業所</u>は、営業路線の被害状況等情報収集に努め、自動車運転課に連絡するとともに、すみやかに非常用運転計画をたて輸送の確保に努める。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第5 略</p>	更に伴う修正
22	284	<p>第28節 事業所の安全対策</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 地下街の安全対策</p> <p>各地下街は、消防計画に基づき地震情報及び被害状況の収集、警戒巡視及び避難誘導の各活動を実施するものとする。</p> <p>また、栄及び名古屋駅地区の地下街については、それぞれの地区ごとに<u>ホットラインによる</u>被害状況についての情報連絡を行い、被害が発生した地下街に対しては<u>総合共同防火管理規定に基づき、速やかに</u>消火、避難誘導等についての応援活動を実施するものとする。</p>	<p>第28節 事業所の安全対策</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 地下街の安全対策</p> <p>各地下街は、消防計画に基づき地震情報及び被害状況の収集、警戒巡視及び避難誘導の各活動を実施するものとする。</p> <p>また、栄及び名古屋駅地区の地下街については、それぞれの地区ごとに<u>（削除）</u>被害状況についての情報連絡を行い、被害が発生した地下街に対しては<u>必要に応じて</u>消火、避難誘導等についての応援活動を実施するものとする。</p>	表記の整備
23	287	<p>第30節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請</p>	<p>第30節 金融対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 対策</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請</p>	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置</p> <p>保険金の<u>支払い</u>については、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の支払いについて、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適宜の措置を講ずること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>3 ～ 5 略</p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保険金の支払及び保険料の振込猶予に関する措置</p> <p>保険金の<u>払込</u>については、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の支払いについて、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行うなどの適宜の措置を講ずること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>3 ～ 5 略</p>	文字の修正

第2章 災害復旧計画

24	292	<p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において</td> <td>死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母 <u>(追加)</u>〕</td> <td>(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母 <u>(追加)</u> 〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円	<p>第1節 民生安定のための緊急措置</p> <p>第1 略</p> <p>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>略</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>対象災害</th> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害弔慰金</td> <td>次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において</td> <td>死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母・<u>兄弟姉妹</u>〕</td> <td>(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	対象災害	対象者	支給額	災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母・ <u>兄弟姉妹</u> 〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円	表記の整備
種類	対象災害	対象者	支給額																	
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母 <u>(追加)</u> 〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円																	
種類	対象災害	対象者	支給額																	
災害弔慰金	次の一つに該当する災害 (1)一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害 (2)都道府県内において	死亡した者の遺族 〔配偶者・子・父母・孫・祖父母・ <u>兄弟姉妹</u> 〕	(1)主たる生計維持者の死亡 500万円 (2)その他 250万円																	

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		災害障害見舞金	て災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略	災害障害見舞金	て災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3)その他内閣総理大臣が定める災害	略	略	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴う修正 時点修正
略	2 災害援護資金 (1) ~ (3) 略 (4) 貸付条件 ア ~ イ 略 ウ 利率 (年利) <u>3% (据置期間は無利子)</u> エ 保証人 <u>連帯保証人1名</u> (5) 略 第3 ~ 第8 略 第9 災害復旧資金の融資 1 略 2 中小企業関係の融資 小規模企業等振興資金 (表略) (※) <u>平成30年4月1日現在</u> 経営安定資金 (表略) (※) <u>平成30年4月1日現在</u> 3 略 第10 略	略	略	略	2 災害援護資金 (1) ~ (3) 略 (4) 貸付条件 ア ~ イ 略 ウ 利率 (年利) <u>無利子 (保証人を立てない場合にあっては、年1% (据置期間は無利子))</u> エ 保証人 <u>連帯保証人1名 (ただし、保証人を立てることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。)</u> (5) 略 第3 ~ 第8 略 第9 災害復旧資金の融資 1 略 2 中小企業関係の融資 小規模企業等振興資金 (表略) (※) <u>平成31年4月1日現在</u> 経営安定資金 (表略) (※) <u>平成31年4月1日現在</u> 3 略 第10 略	略	略			

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																												
		<p>◎様式2-1-1 り災者台帳中 「 <table border="1" data-bbox="304 376 992 751"> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> <tr><td><u>MTSH</u></td></tr> </table> </p> <p>◎様式2-1-2 り災証明願中 「このたび、<u>平成 年 月 日</u>に発生した」 「 <table border="1" data-bbox="322 994 996 1366"> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平</u></td></tr> </table> </p> <p>「上記のとおり相違ないことを証明します。」</p>	生年月日	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	<u>MTSH</u>	生年月日	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<u>明・大・昭・平</u>	<p>◎様式2-1-1 り災者台帳中 「 <table border="1" data-bbox="1120 376 1807 751"> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> <tr><td><u>MTSHR</u></td></tr> </table> </p> <p>◎様式2-1-2 り災証明願中 「このたび、<u>年 月 日</u>に発生した」 「 <table border="1" data-bbox="1137 994 1812 1366"> <tr><td>生年月日</td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> <tr><td><u>明・大・昭・平・令</u></td></tr> </table> </p> <p>「上記のとおり相違ないことを証明します。」</p>	生年月日	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	<u>MTSHR</u>	生年月日	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<u>明・大・昭・平・令</u>	<p>改元に伴う修正</p> <p>改元に伴う修正</p>
生年月日																																
<u>MTSH</u>																																
<u>MTSH</u>																																
<u>MTSH</u>																																
<u>MTSH</u>																																
<u>MTSH</u>																																
<u>MTSH</u>																																
生年月日																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
<u>明・大・昭・平</u>																																
生年月日																																
<u>MTSHR</u>																																
<u>MTSHR</u>																																
<u>MTSHR</u>																																
<u>MTSHR</u>																																
<u>MTSHR</u>																																
<u>MTSHR</u>																																
生年月日																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																
<u>明・大・昭・平・令</u>																																

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考																																																								
		<p style="text-align: center;"><u>平成</u> 年 月 日」</p> <p>◎様式 2-1-3 被災証明願中 「<u>平成</u> 年 月 日」 「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">」</p>	生 年 月 日				<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<p style="text-align: center;">_____年 月 日」</p> <p>◎様式 2-1-3 被災証明願中 「_____年 月 日」 「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">」</p>	生 年 月 日				<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<p>改元に伴う修正</p>
生 年 月 日																																																												
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
生 年 月 日																																																												
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
		<p>◎様式 2-1-4 被災証明書中 「<u>平成</u> 年 月 日」 「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">」</p>	生 年 月 日				<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日	<p>◎様式 2-1-4 被災証明書中 「_____年 月 日」 「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">生 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>明・大・昭・平・令</u></td><td style="text-align: center;">年</td><td style="text-align: center;">月</td><td style="text-align: center;">日</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">」</p>	生 年 月 日				<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日	<p>改元に伴う修正</p>
生 年 月 日																																																												
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平</u>	年	月	日																																																									
生 年 月 日																																																												
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									
<u>明・大・昭・平・令</u>	年	月	日																																																									

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考											
25	309	<p>第3節 災害復興 第1～第4 略 付録 「南海トラフ地震に関する情報」に対する当面の本市の対応</p> <table border="1" data-bbox="257 422 1041 949"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 422 465 470">項目</th> <th data-bbox="465 422 1041 470">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 470 465 646">市民への呼びかけ</td> <td data-bbox="465 470 1041 646">市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 646 465 726">庁内会議の開催</td> <td data-bbox="465 646 1041 726">必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 726 465 861">施設の点検等</td> <td data-bbox="465 726 1041 861">市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 861 465 949">防災活動体制</td> <td data-bbox="465 861 1041 949">気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>国において南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方等について検討を行っており、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等が修正された後に、名古屋市地域防災計画に反映する。</p> <p>【参考】「南海トラフ地震に関連する情報」について</p> <table border="1" data-bbox="257 1284 1041 1476"> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 1284 1041 1476"> <p>1 経緯</p> <p>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告等を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応	市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。	庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。	施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。	防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。	<p>1 経緯</p> <p>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告等を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情</p>	<p>第3節 災害復興 第1～第4 略 付録 (削除)</p>	<p>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定に伴う修正</p>
項目	対応														
市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。														
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。														
施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。														
防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。														
<p>1 経緯</p> <p>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告等を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情</p>															

地震災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考						
		<p>報」を公表することとし、平成29年11月1日から運用を開始した。</p> <p>2 情報の種類と発表条件</p> <table border="1" data-bbox="280 331 1039 959"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 331 465 379">情報名</th> <th data-bbox="465 331 1039 379">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 379 465 815"> <u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u> </td> <td data-bbox="465 379 1039 815"> <p>○南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 815 465 959"> <u>南海トラフ地震に関する情報(定例)</u> </td> <td data-bbox="465 815 1039 959"> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象</p>	情報名	情報発表条件	<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p>	<u>南海トラフ地震に関する情報(定例)</u>	<p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</p>		
情報名	情報発表条件									
<u>南海トラフ地震に関する情報(臨時)</u>	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p>									
<u>南海トラフ地震に関する情報(定例)</u>	<p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</p>									
26	-	<p><u>付録 (追加)</u></p>	<p><u>付録 「南海トラフ地震に関する情報」に対する本市の対応</u></p> <p><u>国の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの地震が発生した場合等、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の国や地方公共団体、企業等の</u></p>	<p>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の改定に伴う修正</p>						

連番	頁	修正前	修正後	備考										
			<p><u>防災対応が定められた。</u></p> <p><u>国や地方公共団体、企業等が、この基本計画に基づく防災対応をとりやすくするため、気象庁では、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」を公表することとした。</u></p> <p><u>本市としては、変更された「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等を踏まえ、ガイドラインを参考に名古屋市地域防災計画を見直すことを予定しているが、新たな防災対応が定められるまでの当面の対応については、以下のとおりとしている。</u></p> <p><u><本市の対応></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 810 1279 858">項目</th> <th data-bbox="1279 810 1854 858">対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 858 1279 991">市民への呼びかけ</td> <td data-bbox="1279 858 1854 991">市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 991 1279 1070">庁内会議の開催</td> <td data-bbox="1279 991 1854 1070">必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1070 1279 1203">施設の点検等</td> <td data-bbox="1279 1070 1854 1203">市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1203 1279 1294">防災活動体制</td> <td data-bbox="1279 1203 1854 1294">気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【参考】「南海トラフ地震に関連する情報」について</u></p>	項目	対応	市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。	庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。	施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。	防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。	
項目	対応													
市民への呼びかけ	市民に対して、日頃からの地震への備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。													
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有等を目的とする庁内会議を開催する。													
施設の点検等	市の所有する施設のうち、防災上重要な施設等について必要に応じて点検し、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。													
防災活動体制	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、所要の体制を執る。													

連番	頁	修正前	修正後	備考						
			<p>1 経緯</p> <p>気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成30年12月25日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成31年3月29日）。</p> <p>2 情報の名称及び発表条件（令和元年5月31日提供開始）</p> <table border="1" data-bbox="1093 523 1832 962"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 523 1272 571">情報名</th> <th data-bbox="1272 523 1832 571">情報発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 571 1272 746">南海トラフ地震臨時情報※</td> <td data-bbox="1272 571 1832 746"> <ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 746 1272 962">南海トラフ地震関連解説情報</td> <td data-bbox="1272 746 1832 962"> <ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）が情報名に付記される。</p>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震臨時情報※	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 	
情報名	情報発表条件									
南海トラフ地震臨時情報※	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 									
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 									